未来へのかけ橋 "子ども・若者" を みんなで支え, 育てるまち "もりおか"

盛岡市

子ども・若者育成支援計画

2015 (平成 27) 年度~2024 (平成 36) 年度



盛岡市



はじめに



本市では、平成17年度から10年間の「新青少年健全育成計画」を策定し、青少年健全育成の取組を進めてまいりましたが、この間、国では平成22年4月に「子ども・若者育成支援推進法」を施行し、同年7月には「子ども・若者ビジョン」を策定、ニートやひきこもりなど社会生活を円滑に営む上での困難を抱える子どもや若者を行政と民間が協働で支援していくことが示されました。

これを受け、盛岡市の子ども・若者の育成支援を、総合的かつ計画的に進めるため、県内市町村では初めてとなる盛岡市子ども・若者育成支援計画を策定いたしました。

本計画では、活躍支援、自立支援及び環境整備の3つを基本目標に据え、ニート、ひきこもり、いじめ、不登校、虐待

などが原因で、社会生活を円滑に営む上で困難を生じている子ども・若者に対して、行政や 民間支援団体など社会全体で支える体制の構築を目指します。

また、子ども・若者が健やかに成長し自立できるよう、家庭、地域、学校、行政など社会全体で支援を行うための環境を整えるとともに、ワーク・ワイフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現や人権意識の向上を図り、大人社会のあり方の見直しを図るなど、これまで以上に積極的な取組をすすめてまいります。

おわりに、この計画の策定にあたり、貴重な御提言をいただきました「盛岡市青少年問題協議会」をはじめ、多くの市民の皆様に対し厚くお礼申し上げますとともに、「未来のかけ橋"子ども・若者"を みんなで支え、育てるまち"もりおか"」の実現に向けて、一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

平成 27 年 3 月

盛岡市長 谷藤裕明

目 次

第1章	計画の	の基	本的	的	事:	項	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
第1節																																
第2節	計画領	表定(の目	的		•				•	•	•	•		•		•		•						•		•				•	4
第3節	計画の	の位置	置付	ーけ																												4
第4節	計画の	の期間	間及	び	名	称							•																			5
第5節	対象(の範囲	用•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
第2章	現状。	と課	題																													6
第1節	現状																															7
第 1 節 第 2 節	課題			•	•	•	•	•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	13
第3章	基本理	里念	اع	基之	本	目	標																					•			•	18
第1節	基本Ŧ	里念																														19
第2節																																
第4章	施策の	の展	開																													20
第1節	施策(カ休3	茲.																													21
第2節																																
까 스 띠		本目相																														
	坐/	+ > (2) 13		(1																汉	U	6	7		/ 口.	LE.	~	汉	1			
				(2						-																						
				3																伿												
				(4	•	-					-		–	冰		_	٠٠.	•,	нŒ	I												
	其 2	本目相		•	•		-		• -						芒	老	ത	白	$\dot{\tau}$	を	日:	指	Ι.	丰	ቴ	ľ	白	₩	卆	揺	1	32
	Æ.	ты	-	1					-						-	П	• >	ш	<u></u>	ب	Н	10		5	,	•	ш.	<u></u>	^	J.X.	4	02
				(2	•			_					-		.—	ıŀ		保	謹													
	基本	本目相											-						HX.													
			,,, ,		•	_	_			-								_	を	整	え	ま	す	•	遌:	墇	整	備]			40
			((1)	社	会										-				_	٠,	•	•	~/~			#11J	-			
				2	•	.—		_	٠.	_			_			-																

第5章	計画の推進に向けて ・・・・・・・・・・	 		•	•				•	•	45
第1節	計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 		•							46
第2節	計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 	•	•	•	•	٠	٠	•	•	46
巻末資料	\$	 	•	•	•	•	٠	٠	•	•	47
資料 1	盛岡市子ども・若者育成支援計画策定の経過・	 									48
資料 2	子ども・若者育成支援推進法・・・・・・・	 									49
資料3	盛岡市青少年問題協議会設置条例・・・・・	 									56
資料 4	盛岡市子ども・若者行政推進連絡会議要領・・	 									58
資料5	青少年行政のあゆみ・・・・・・・・・・	 	•				•	•			59
資料6	もりおかユース塾公開講座(平成 23 年度)										
	斎藤 環 氏 湯浅 誠 氏 対談録										
	テーマ「ニート・ひきこもり・貧困を考える										
資料7	用語解説・・・・・・・・・・・・・・	 									74



第1草 計画の基本的事項

第1節	計画策定の背景・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
第2節	計画策定の目的・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
第3節	計画の位置付け・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
第4節	計画の期間及び名称		•	•	•	•	•	•	•	•	5
第5節	対象の範囲・・・・			•	•	•	•	•	•		5



第1節 計画策定の背景

「盛岡市子ども・若者育成支援計画」を策定するにあたって、青少年健全育成をめぐる社会経済 情勢の変化に伴う国や県、そして本市の施策の展開について振り返ります。

青少年育成施策大綱の策定(2003(平成15)年)

昭和30年代以降の高度経済成長と急速な都市化により、多くの国民が経済的な豊かさを享受する一方で、人間関係の希薄化や価値観の多様化は、個人や家族を単位とする社会構造へ転換する要因となり、青少年の健全育成についても、全国一律的な取組から社会経済情勢や地域性に合わせたきめ細かい対応が求められることとなりました。

しかしながら、少子・高齢化、都市化、情報化など我が国社会の急激な変化に対して、必ずしも 効果的かつ十分な対応がとられたとはいえず、社会的自立の遅れや非行等青少年をめぐる様々な問題を生じさせることとなりました。

このような状況の中で、国は21世紀を担う青少年の育成にかかる基本理念とおおむね5年を目途とする中長期的な方向性を示すものとして、2003(平成15)年12月に、「青少年育成施策大綱」を初めて策定しました。

この大綱は、青少年が挑戦と試行錯誤を重ねながら、社会的に自立した個人として成長するよう 支援することなどの基本理念と、乳幼児期から青年期までの成長段階ごとの課題を踏まえた施策の 基本的な方向を示しています。また、青少年の健全育成について、大人が大人社会の在り方につい て見直し、すべての組織及び個人がそれぞれの役割及び責任を果たしつつ、相互に協力しながら取 り組むことが必要であるとしています。

|盛岡市青少年健全育成計画から新盛岡市青少年健全育成計画へ(2001(平成 13)年~2005(平成 17)年)

本市においては、2001 (平成 13) 年3月に「盛岡市青少年健全育成計画」を策定し、青少年を人間的成長の可能性を持つ独立した人格としてどのように支援できるのかという視点から、家庭や学校、地域、行政が連携し青少年の健全育成に努めてきました。

さらに、2005 (平成 17) 年には「盛岡市青少年健全育成計画」の成果を継承するとともに、国の「青少年育成施策大綱」も配慮した「新盛岡市青少年健全育成計画」を策定しました。

「新盛岡市青少年健全育成計画」においては、文化、スポーツなど様々な分野で挑戦・活躍している青少年がいる一方で、非行や不登校、ひきこもり、児童虐待、就労の不安定化など様々な問題が深刻化している状況に鑑みて、青少年の健全育成をより効果的、総合的に進めていくために、家庭や学校、地域、企業、行政が共通の現状認識のもとに、より一層連携を強化して青少年施策を積

極的に推進してきました。

子ども・若者育成支援推進法の施行及び子ども・若者ビジョンの策定(2010(平成 22)年)

しかしながら、少子化、核家族化の一層の進行による家庭環境の変化や、長期化する景気低迷による労働環境の悪化、情報機器の急激な発達と普及、児童虐待の増加、いじめや少年による重大事件の発生、有害情報の氾濫、地域社会での人間関係の希薄化など、社会全体でそれまでなかったような変化が生じ、子ども・若者を取り巻く環境がさらに多様化、複雑化しています。

また,ニート(若年無業者)やひきこもりについて社会で広く認識されるとともに,不登校,貧困など子ども・若者の抱える問題の原因が複合的であることも理解されるようになってきました。

そのため、従来の個別分野における縦割り的な対応では限界があることから、国は、子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組みを整備して、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者を支援するネットワーク整備を進めようと、2010(平成22)年4月に「子ども・若者育成支援推進法」を施行し、「青少年育成施策大綱」を廃止して、2010(平成22)年7月「子ども・若者ビジョン」を策定しました。

それまでの青少年施策は、おおむね30歳未満を対象としていましたが、ニート(若年無業者)やひきこもりなど、自立できないまま年齢を重ねている若者の現状を踏まえ、「子ども・若者ビジョン」においては、雇用など特定の施策分野においては30歳代も対象とし、すべての子ども・若者の成長・発達を応援するとともに、困難を抱えている子ども・若者がその置かれている状況を克服できるよう支援することとしています。

盛岡市子ども・若者育成支援計画の策定(2014(平成26)年)へ

岩手県では、国の動きを受けて、2005(平成17)年度に策定した「いわて青少年育成プラン」を2011(平成23)年度の改定時に「都道府県子ども・若者育成支援計画」に位置付け、「人づくり」、「地域づくり」、「環境づくり」を重点課題に取組を進めています。

本市においては、「子ども・若者育成支援推進法」の施行を受け、2012(平成24)年度から子ども・若者の支援者・団体を対象にスタートした「もりおかユース塾」がきっかけとなり、2013(平成25)年度には、子ども・若者を支援する民間団体のネットワーク「もりおかユースネット」が創設され、講座形式での学習に加えて、団体相互の情報提供など連携を深めてきました。

第2節 計画策定の目的

本市では、家庭や学校、地域、職場、行政の連携を強化しながら、青少年施策を推進するため、2005 (平成17) 年度に策定した「新青少年健全育成計画」のもとで取組を進めてきました。

こうした中,国では2010(平成22)年4月に「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、子ども・若者育成支援施策の包括的推進の枠組みが整備されるなど、子ども・若者に関わる行政施策は、大きな転換期を迎えています。

本計画は、2014(平成26)年度までの現計画「新青少年健全育成計画」の成果を継承しながら、「子ども・若者育成支援推進法」及び「子ども・若者ビジョン」の趣旨を踏まえ、歩調を一にしながら将来を担う盛岡市の子ども・若者の育成・支援を総合的かつ計画的に進めるために策定しようとするものです。

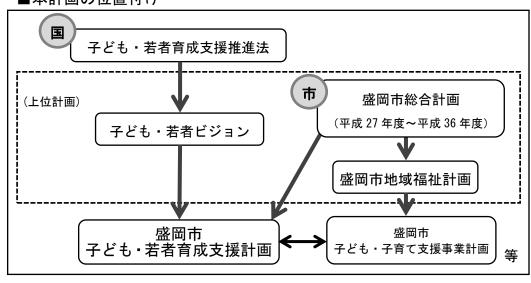
第3節 計画の位置付け

本計画は、「子ども・若者育成支援推進法」第9条第2項に基づき、「市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画」に位置付け、国の「子ども・若者ビジョン」との整合を図ることとします。

また、子ども・若者育成支援に関する施策については、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用などの分野の壁を超え、互いに連携・協力して支援ができるよう包括的な計画とします。

なお、この計画は、盛岡市総合計画の将来像『ひと・まち・未来が輝き 世界につながるまち盛 岡』の基本目標「人がいきいきと暮らすまちづくり」及び「人を育み未来につなぐまちづくり」の 実現に向けた個別計画としても位置付けられ、「盛岡市子ども・子育て支援事業計画」等、関連する市の計画とともに推進するものです。

■本計画の位置付け



第4節 計画の期間及び名称

計画期間は、2015 (平成27) 年度から2024 (平成36) 年度までの10 年間とし、計画の進捗状況や子ども・若者を取り巻く社会情勢の変化に応じて、おおむね5年を目途に見直しを行います。

名称は、「子ども・若者育成支援推進法」の趣旨を踏まえ、「盛岡市子ども・若者育成支援計画」 とします。

第5節 対象の範囲

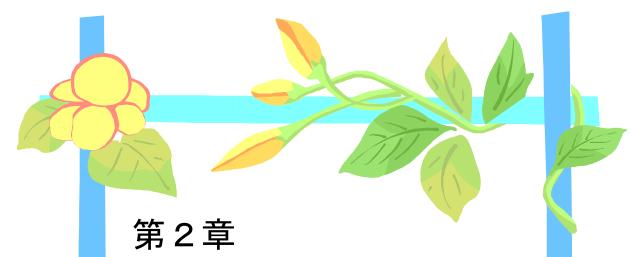
0歳からおおむね30歳未満としますが、雇用など特定の分野においては、社会的自立に困難を抱える30歳代も本計画の対象とします。

【法令等の呼称と年齢区分】



注(*1) 法令上の規定なし。内閣府では、子ども・若者の範囲は「0歳から30歳代のものを含む」としている。

^(*2) 思春期の上限はおおむね18歳。青年期の上限はおおむね30歳未満としているが、特定の分野においては、青年期を過ぎた40歳未満の者を含む。



現状と課題

第11	う 現状・・・・・・・・・・・・・・・・	7
1	少子化の進行	
2	子ども・若者の現状	
第21	う 課題・・・・・・・・・・・・1	3
1	青少年の自主性と社会性を育てるとりくみ	
2	青少年を家庭や地域で共に育てるとりくみ	
3	青少年を社会全体で支援するとりくみ	
4	青少年が安心・安全に	
	生活できる環境をつくるとりくみ	



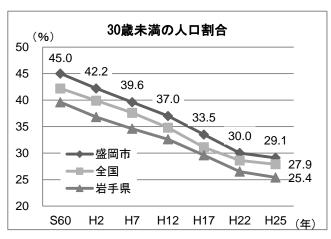
第1節 現状

1 少子化の進行

盛岡市の 2010 (平成 22) 年の国勢調査人口は 298,348 人です。

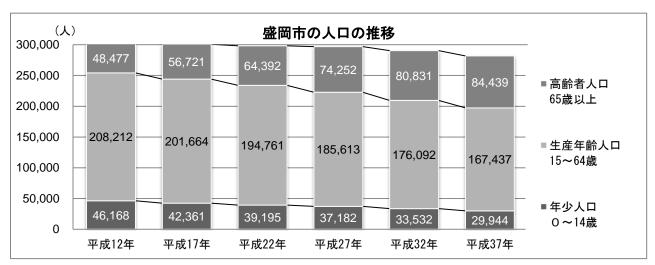
この人口は,今後減少が見込まれ,2025(平成37)年には281,820人になると予想されています。

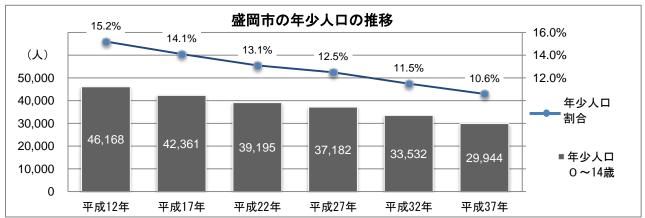
盛岡市の30歳未満人口の割合を,全国及び 岩手県と比較すると,減少傾向は同じですが, 岩手県の割合が25.4%,全国が27.9%と本市 より低くなっています。



資料 総務省国勢調査・人口推計 岩手県人口移動報告年報より

このことから、少子化が急速に進んでおり子ども・若者を取り巻く環境が変わってきている ことがわかります。





資料 平成 12 年~平成 22 年は国勢調査 平成 27 年~平成 37 年は盛岡市総合計画より

(注) 2000 (平成 12) 年, 2005 (平成 17) 年は旧玉山村の人口を加えている。

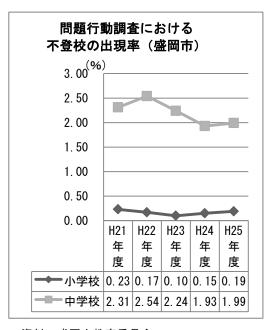
2 子ども・若者の現状

(1) 中学校に入り不登校となる子どもが多い

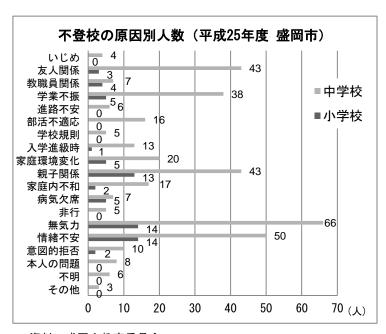
盛岡市立の小中学校で,不登校を理由に30日以上学校を欠席した児童生徒の割合は,2013 (平成25)年度は小学校が0.19%,中学校が1.99%です。

学年別の不登校児童生徒数は、新しい環境となる中学1年生で多くなっています。この中学1年生の不登校生徒数は減少傾向にあったものが、2013 (平成25)年度で40人とやや増加しています。

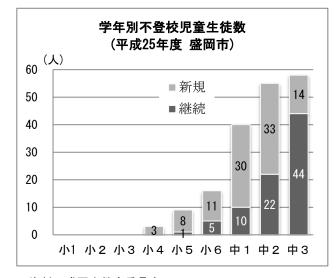
不登校の原因は,小学校では,「情緒不安」「無気力」「親子関係」が多く,中学校では 「無気力」「情緒不安」「親子関係」「友人関係」が多くなっています。



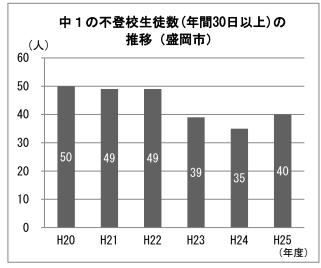
資料 盛岡市教育委員会



資料 盛岡市教育委員会



資料 盛岡市教育委員会



資料 盛岡市教育委員会

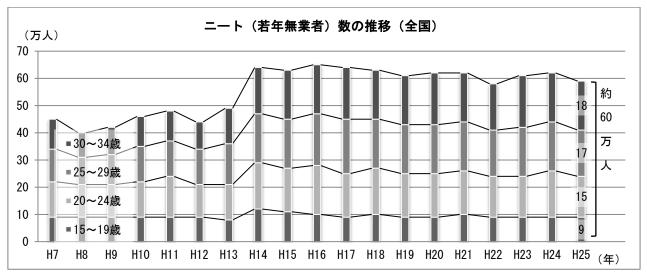
(2) 盛岡市のニート(若年無業者)数は約1,700人(15歳~34歳)

2013 (平成 25) 年の総務省の労働力調査によると, 15 歳~34 歳までのニート数は約 60 万人となっています。

厚生労働省は、2007(平成19)年から、「ひきこもり」や「ニート(若年無業者)」の職業的自立を促すための相談窓口として、地域若者サポートステーション事業を実施しています。

2012 (平成 24) 年に国が実施した就業構造基本調査によると、岩手県の 15 歳~34 歳のニート数は約 6,100 人で,15 歳~34 歳の人口に占める割合は 2.5% (全国は 2.3%) となり,2007 (平成 19) 年の前回調査と比べて 0.3 ポイント (全国は 0.2 ポイント) 上昇しました。

盛岡市の2013(平成25)年10月1日現在の15歳~34歳の人口66,700人に岩手県のニートの割合2.5%を使用して計算すると、本市のニート数は1,668人(15歳~34歳)と推計されます。



資料 総務省「労働力調査」

- (注) 1 ここでいうニート(若年無業者)とは, 15~34歳の非労働力人口のうち家事も通学もしていない者。
 - 2 2011 (平成 23) 年の数値は、東日本大震災の影響により岩手県、宮城県及び福島県を除いて集計したもの。

【ニート(若年無業者)数と割合】

	15~34 歳人口	ニート(若年無業者) (①+②)	就業希望者のうち非求職者①	非就業希望者②	二一ト(若年 無業者)割合
全国	27, 114, 200 人	617, 400 人	285, 700 人	331, 700 人	2. 3%
岩手県	244, 400 人	6, 100 人	3, 000 人	3, 100 人	2.5%
盛岡市(*)	66, 700 人	(推計) 1,668人	_	_	2.5%

資料 (全国, 岩手県) 2012 (平成 24) 年 就業構造基本調査

(*) (盛岡市) 人口は岩手県人口移動報告年報 (2013 (平成 25) 年 10 月 1 日現在) とし、岩手県の割合を使用し推計

(3) 就業を巡る問題でひきこもりになる人が多い

ひきこもりとは「仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6 カ月以上続けて自宅にひきこもっている状態をいい、単一の疾患や障害の概念ではなく、様々な要因が背景になって生じるもの(厚生労働省定義)」とされています。

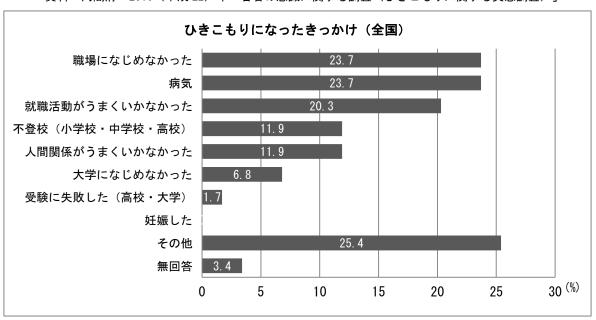
ひきこもりになったきっかけは、「職場になじめなかった」「病気」がどちらも 23.7% と高く、次いで「就職活動がうまくいかなかった」が 20.3%で上位を占め、健康上の理由も多いものの就職活動でのつまずきや就職しても仕事になじめない等、就業を巡る問題でひきこもることが多くなっています。

内閣府の「若者の意識に関する調査 (ひきこもりに関する実態調査)」を、盛岡市の 2013 (平成 25) 年 10 月 1 日現在の 15 歳から 39 歳までの人口 87,677 人に当てはめると、盛岡市の狭義のひきこもりは 535 人、準ひきこもりは 1,043 人、狭義のひきこもりと準ひきこもりをたした広義のひきこもりは 1,578 人と推計されます。

【ひきこもり群の定義と推計数】

	ひきこもり群	有効回答数に 占める割合	全国推計	全国推計数				
狭義の ひきこもり	普段は家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	0. 40%	15.3万人	計 23.6	351 人	計 535		
(a)	自室から出るが、家からは出ない	0.09%	3.5万人	万人	79 人	人		
	自室からほとんど出ない	0.12%	4.7万人	刀人	105 人			
準ひきこもり	準ひきこもり ふだんは家にいるが,自分の趣味に関す		46.0万.	ı	1, 043			
(b) る用事の時だけ外出する		1. 19%	40. U /J ,	^	1, 043	^		
広義のひきこも	, り (a) + (b)	1.80%	69.6万.	人	1,578人			

資料 内閣府 2010 (平成22) 年「若者の意識に関する調査(ひきこもりに関する実態調査)」



資料 内閣府 2010 (平成22) 年「若者の意識に関する調査(ひきこもりに関する実態調査)」

(4) 児童虐待の約8割は小学生以下

児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は、全国でみると年々増加しており、 2013 (平成 25) 年度 73,765 件(速報値)となっています。

2013 (平成 25) 年度に岩手県福祉総合相談センターで受け付けた盛岡市の分の児童虐待の相談件数が 120 件,市の家庭児童相談で受け付けた児童虐待の相談件数が 58 件で,合わせて 178 件の相談がありました。

虐待の種類は、殴る・蹴るなどの「身体的虐待」、言葉による脅し・無視などの「心理的虐待」、家に閉じ込める・食事を与えないなどの「ネグレクト」、子どもへの性的行為などの「性的虐待」に分類されます。

2012 (平成 24) 年度の虐待種類内訳は、身体的虐待 35.3%、心理的虐待 33.6%、ネグレクト 28.9%、性的虐待 2.2%となっており、傾向としては身体的虐待やネグレクトの割合が減り、心理的虐待が増加しています。

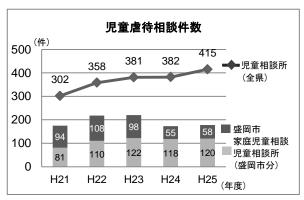
また、虐待を受けた年齢層は、小学生が一番多く、次いで乳幼児と続き、小学生以下が約 8割を占めています。

その傾向としては、低年齢児には心理的虐待やネグレクトが多く、年齢が上がるにつれ、 身体的虐待や性的虐待が増えてきています。

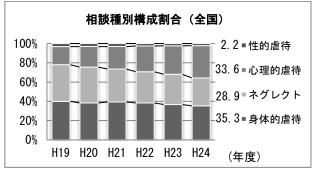
この児童虐待の増加は、児童相談所の広報啓発により、発見し通報しやすくなったためと 思われる一方、児童虐待そのものが増えている可能性も否定できない状況から、その対策が 急務となっています。



資料 厚生労働省「福祉行政報告例」, 2013 (平成 25) 年度は速報値



資料 盛岡市子ども未来課、岩手県福祉総合相談センター



資料 厚生労働省「福祉行政報告例」

被虐待者の年齢別構成割合(全国)

100%
80%
60%
40%
20%
0%
H19 H20 H21 H22 H23 H24 (年度)

資料 厚生労働省「福祉行政報告例」

(注) 2011 (平成 22) 年度の数値は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計したもの。

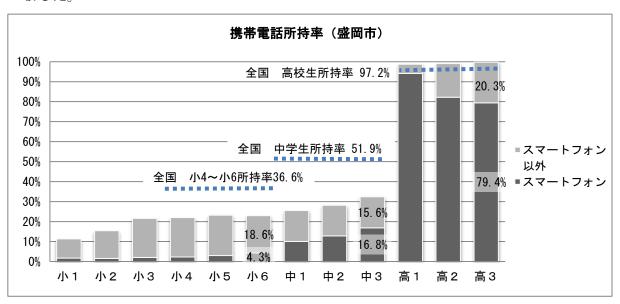
(5) 高校生の約9割はスマートフォンを使用

2013 (平成 25) 年9月に盛岡市教育委員会が、市立小・中学校、市立高等学校で携帯電話等の利用にかかわる調査を実施した結果、携帯電話等の所持率は小学生で19.5%、中学生で28.7%でした。市立高校生では99.1%とほぼ全員が所持しており、そのうち約9割がスマートフォンを所持していました。

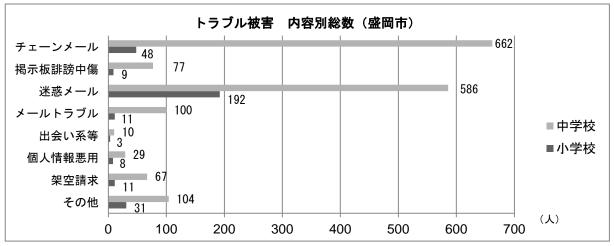
内閣府の2013 (平成25) 年度調査では、全国の小学4年から6年までの携帯電話等の所持率は36.6%、中学生が51.9%、高校生が97.2%で、盛岡市内の小学生・中学生の所持率は低いものの、高校生はほぼ同率となりました。

また、盛岡市における小学生・中学生の携帯電話やインターネットでのトラブル被害は、 チェーンメールや迷惑メール等に関するものが多く、中学校において急激に増加する傾向が 見られました。

さらに、出会い系等によるトラブル被害も小学校で3人、中学校で10人いることがわかりました。



資料 (盛岡市) 盛岡市教育委員会「児童生徒の携帯電話等の利用にかかわる調査」(2013 (平成 25) 年)より (全国) 内閣府「青少年のインターネット利用環境実態調査」より



資料 盛岡市教育委員会「児童生徒の携帯電話等の利用にかかわる調査」(2013(平成 25)年9月)

第2節 課題

盛岡市が2005 (平成17) 年度から2014 (平成26) 年度までの10年間を計画期間とする「新盛岡市青少年健全育成計画」に基づき取組を進めた結果、子ども・若者に関わる問題は、社会全体で取り組まなければならないという意識が市民に浸透するとともに、個別に支援を行っていた民間団体やボランティアのネットワーク化の基礎を構築することができました。

一方では、取組を通じて解決できなかった課題、社会環境の変化に伴う新たな課題なども明らかになり、改めて課題解決に向けた継続的な取組の必要性が確認されたところです。

主要テーマ 1 青少年の自主性と社会性を育てるとりくみ

(1) 心身の健康づくり

青少年が様々な体験の機会を通じて、自分の関心や興味を見つけ幅を広げることは、自己 肯定感を得ることにつながっています。

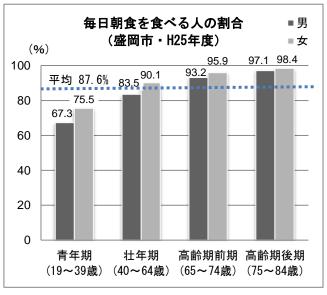
今後も,芸術・文化・科学・スポーツを通じて青少年に魅力のある体験の機会の創出と, 興味関心を参加に繋げる必要があります。

また、生活習慣と健康の基盤となる食生活では、食を通じた望ましい生活習慣を身に付け

て、家族と一緒にとる食事の楽しさや大切 さを学ぶことが大切です。

特にも朝食をとることによって、様々な 栄養素を補給して、午前中、しっかり活動 できる状態をつくると言われています。

盛岡市保健所がまとめた調査によると、 青年期で毎日朝食を食べる人の割合が低く、 この世代は次世代の子どもの親となること から、規則正しい生活習慣を身につけるた めに、毎日朝食を食べることの大切さを啓 発する取組を今後も継続する必要がありま す。



資料 盛岡市健康推進課

(2) 生きる力を育むとりくみ

盛岡の豊かな自然の中で生きていることを実感し、自ら課題を見つけ解決することの大切 さや世代間交流を通して共に作る喜び、自他ともにかけがえのないことに気づくよう、様々 な人や自然などと関わる体験活動の支援に努めました。

自然体験・ボランティア活動・団体活動は、達成感を得られ、他者とのコミュニケーション 力の向上も期待できることから、今後も活動できる場の提供と指導する人材が減少しないよ う継続して指導者を養成することが必要です。 また,盛岡市社会福祉協議会の「高校生ボランティアスクール」のように,高校生にボランティアを通じて社会参加を促す学びは、コミュニケーション力を育てるために有効な講座と言えます。しかしながら、講座終了後に、自ら社会参加することは難しい状況もあることから、活動へ向けた橋渡しなどの支援が重要となっています。

(3) 国際交流の推進

国際交流事業は、青少年に異文化を学ばせることにより、青少年の国際的視野を広げ、グローバルな視点と日本の現状を振り返る機会の創出となります。

今後の課題として、中学生ビクトリア市研修やアーラム大学へ短期留学を経験した青少年が、学んだことを活かし、活躍できる場を提供することで、更なる国際感覚を身につけたり、 広めることができるため、国際交流の推進を図る必要があります。

主要テーマ2 青少年を家庭や地域で共に育てるとりくみ

(4) 家庭教育の支援

青少年の健全育成は、家庭での関わりが基本です。家庭は、青少年にとってかけがえのない安らぎの場であり、社会生活を営むうえで必要な社会のルールを身に付ける場です。

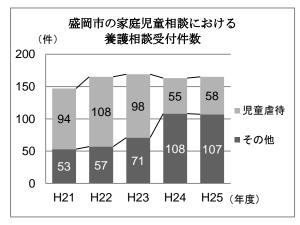
本市では,「家庭教育学級」や子育てに役立つ講座の実施,家庭教育情報通信の配布など を行っています。

その一方で、家庭の中で起きている児童虐待は、青少年の体や心を深く傷つける行為であり、

それが全国的に増加傾向にあり社会問題となっています。

市の家庭児童相談における養護相談件数は毎年 160 件程度となっており、子どもを育てられないといった養育の相談等が増加しています。

養育に困難を抱える家庭では、養育によるストレスを暴力という形で子どもへ向けるケースもあることから、相談窓口等の周知を図り、親と子がともに成長していけるような啓発や、早期発見・早期対応できるための啓発が必要です。



資料 盛岡市の福祉 家庭児童相談活動状況

なお,18歳未満の子どもの相談,母子の相談については充実していますが,18歳以上の若者の相談については対応できる窓口が少なく課題となっています。

(5) 青少年の地域活動参加の支援

青少年は地域の人たちとのふれあいや様々な活動を通して地域の大人に導かれ成長します。 その地域活動は、学童期の子ども会活動から始まります。

その後、中学校や高等学校に入ると、クラブ活動や学業など様々な理由で地域の活動から

離れる傾向にあります。

町内会で中学生や高校生に、町内会行事や子ども会のサポーターとして活躍の場を設け、 継続して地域活動に参加させている事例もあります。

地域での活動は、地域の方々との交流が図られるとともに、社会のルールを学ぶことができることから、今後も継続して支援する必要があります。

(6) 世代間交流, 異年齢交流の促進

世代を超えた交流,異年齢の交流は、青少年が社会の一員として成長していくために大切な機会です。その主な活動として子ども会活動,公民館等での世代間交流行事,地域に伝わる伝統芸能の伝承活動などがあります。

普段の関わりとは違う年齢や学年の人々と接することで、違った価値観に触れ、活動の中で、それぞれが教えたり学んだりという体験ができ、また、規範意識を高めることも期待が出来ることから、今後も世代間交流や異年齢交流の促進が大切であり、継続して促進する必要があります。

(7) 地域に開かれた学校づくり

本市は,「児童・生徒,家庭,地域社会,学校,行政の五者が役割を明確にしながら連携」 している盛岡市教育振興運動が根付いています。五者が一体となることで,地域に開かれた 学校づくりにも寄与しています。

また,市教育委員会では,「学校支援地域本部事業」等を実施し,地域の方々が学校支援ボランティアとして,学習活動,部活動指導,環境整備,登下校安全確保,学校行事への協力など様々な活動を支援し,子どもとふれあう機会を増やしています。

さらに、学校体育施設開放では、休日や夜間に学校施設を開放し、地域の方々の活動の場ともなっています。

このように、地域と学校が「人の顔と顔の見える関係」として信頼関係を築いており、今後も継続して推進する必要があります。

主要テーマ3 青少年を社会全体で支援するとりくみ

(8) 青少年の人権の擁護

1994(平成6)年に日本も批准した「子どもの権利条約」により「生きる権利」,「発達する権利」,「守られる権利」,「参加する権利」が保障され,本市でも人権意識の向上や人権を確保するための啓発活動に努めています。

しかし、虐待を受けている児童や適切な養育を受けていない児童は全国でも増加傾向にあり、憂慮に堪えない状況です。

児童虐待の多くは家庭内で発生し、外部から見えにくく早期発見が難しい状況にあります。 そのため、保育園や幼稚園、学校、医療機関等、子どもと接するあらゆる機会を通じて早期 に発見できるよう啓発を継続していくことや、地域に根ざしたネットワークである盛岡市要 保護児童対策地域協議会を活用し、関係機関がより一層連携していく必要があります。

また、子ども自身にも、人権を守るための啓発や、人権が守られず被害にあった際の通報 先の周知などが必要です。

さらに、18歳未満の子どもは児童福祉法が適用され、虐待などの人権を侵害する様々な困難から子どもを守る支援制度が整っています。

しかし、18歳以上であっても自立に至っていない青年期の若者も、人権を侵害される困難 に遭うことがあります。

その際,相談や保護など公的な支援が極めて少ない状況があり,切れ目のない支援が可能になるよう青少年の人権の擁護について拡充が必要です。

(9) 企業や民間の活力を生かすとりくみ

東日本大震災をきっかけに、若者が使命感を持ち、団体を立ち上げ積極的に被災地支援に 乗り出す姿が多くみられました。

その際,若者を支えるため企業や民間が人的・物的・財政的などの支援を行い,若者の活動を補完・協力し,目的を遂げるために支援を実施しました。

これは、被災地支援という形で企業や民間の活力を生かすことができた好事例ですが、このように若者が思いやアイディアを形にするうえで、企業や民間との連携を強化することが 大切です。

社会経験が浅くても柔軟なアイディアを持つ若者に、企業や民間の大人の指導力や援助が加わることで、若者が社会に参加しやすくなり、企業や民間にも活力が生まれることから、 今後も取組が必要です。

主要テーマ4 青少年が安心・安全に生活できる環境をつくるとりくみ

(10) 啓発や相談活動の充実

インターネットや携帯電話等が急速に進歩し、青少年の生活の中に様々な情報が氾濫しています。

この情報の中には、青少年の健全育成を阻害する有害なものが存在するほか、情報機器の使用によって生活リズムが乱れたり、他者との関係性に悪影響を及ぼしたりすることが懸念されています。

メディアの特性や利用方法の理解・情報の取捨選択・適切なコミュニケーション等,メディアを主体的に使いこなすメディアリテラシーの教育が大切になっています。

また、大人自身が、インターネットや携帯電話等の正しい知識や使い方を習得するととも に、青少年と一緒にルールを決めたり、使い方などを話し合ったりすることで、危険を回避 することができます。

さらに、相談活動については、本来は青少年が安心・安全に生活できる環境となるべき家庭・地域・学校・交友関係等で、虐待やいじめなどの困難を抱えた場合、誰にも相談できず孤立することから、一人ひとりに寄り添える相談員を増やすなど、青少年が相談しやすい体制を整えることが必要です。

(11) 良好な社会環境づくり

青少年が健やかに成長するためには、良好な社会環境が必要です。

地域の住民が協力しての環境浄化、犯罪の被害者にも加害者にもならないための規範意識の向上、命の尊さや性に対する正しい認識やモラルに関する教育などの実施に努めました。

また,不登校,ニート(若年無業者),ひきこもりなど社会参加が難しい青少年の問題は,個人の問題だけではなく,社会的な問題であると認識されるようになってきていることから,社会が受け入れていくための支援体制を構築していくことが大きな課題となっています。



第1節	基本理念・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	19
笋っ筋	其木日煙。															10



第1節 基本理念

国の「子ども・若者ビジョン」においては、次の5つの理念を掲げています。

- 1 子ども・若者の最善の利益を尊重
- 2 子ども・若者は、大人と共に生きるパートナー
- 3 自己を確立し社会の能動的形成者となるための支援
- 4 子ども・若者一人一人の状況に応じた総合的な支援を、社会全体で重層的に実施
- 5 大人社会の在り方の見直し

本市では、この5つの理念を踏まえながら、子ども・若者の自立を支援し、活躍できるまちづくりを目指すという決意を込めて、基本理念を次のとおりとします。

多くの主体^(※)が連携・協力して「子ども・若者」一人ひとりに寄り添い、すべての「子ども・若者」が健やかに育ち、自立し、活躍できるまち"もりおか"を目指します。

また、この基本理念の実現を目指すためのスローガンを

未来へのかけ橋 "子ども・若者"を みんなで支え, 育てるまち "もりおか"

とします。

第2節 基本目標

基本理念の実現に向け、3つの基本目標を掲げて計画を推進します。

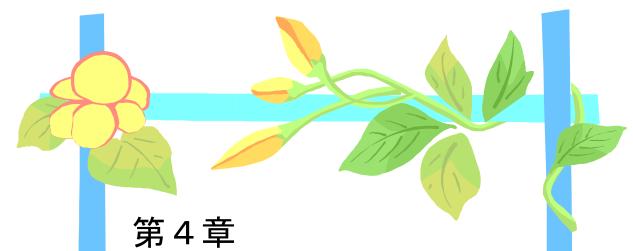
基本目標 1 すべての子ども・若者の活躍を支援します 【活躍支援】

基本目標2 困難を有する子ども・若者の自立を目指します 【自立支援】

基本目標3 子ども・若者の健やかな成長を社会全体で支える

環境を整えます 【環境整備】

(※) 「多くの主体」とは、子ども・若者自身、学校、地域、家庭、行政、企業、NPOなど子ども・若者に関わる全てをいう。



ポー早 施策の展開

第1節 施策の体系・・・・・・・・・21 第2節 基本目標の達成に向けた施策の展開・・22



第1節 施策の体系

第3章で掲げた3つの基本目標を達成するため、次の体系のもとで施策の展開を図っていくこととします。

基本目標	基本施策	施策の方向性
	(1) 子ども・若者の自己形成	ア 日常生活能力の習得
1	支援	イ 多様な活動機会の提供
すべての子ども・若		ウ 学力・体力・情報活用能力の向上
者の活躍を支援し	(2) 子ども・若者の社会参加	ア 社会形成への参画支援
ます	支援	イ 社会参加の促進
【活躍支援】		ウ 国際交流・国際理解の促進
	(3) 子ども・若者の健康と安	ア 健康の確保・増進
	心の確保	イ 相談体制の充実
	(4) 若者の就労支援	ア 就業能力・意欲の向上
		イ 就労等支援の充実
	(1) 困難な状況ごとの取組	ア ニート、ひきこもり、不登校の子ども・若
2		者への支援
困難を有する子ど		イ 障がいのある子ども・若者への支援
も・若者の自立を目		ウ 非行・犯罪に陥った子ども・若者への支援
指します		エ 子どもの貧困問題への対応
【自立支援】		オ 特に配慮が必要な子ども・若者への支援
	(2) 子ども・若者の被害防	ア 児童虐待防止対策
	止・保護	イ 子ども・若者の福祉を害する犯罪対策
		ウ いじめ被害,自殺対策
		工 虐待,犯罪被害者対策
	(1) 社会全体で支える環境	ア 家庭,学校及び地域の連携強化
3	の整備	イ 多様な主体による取組の推進
子ども・若者の健や		ウ 地域における多様な担い手の育成
かな成長を社会全		エ 子育て支援等の充実
体で支える環境を		オ 子ども・若者を取り巻く有害環境等への対
整えます		応
【環境整備】	(2) 大人社会のあり方の見	ア ワーク・ライフ・バランスの実現
	直し	イ 人権意識の向上

第2節 基本目標の達成に向けた施策の展開

基本目標 1 すべての子ども・若者の活躍を支援します【活躍支援】

【基本施策】

(1) 子ども・若者の自己形成支援

子ども・若者の成長過程において、基本的な生活習慣を身に付け、自己肯定感を育み、他者 とのコミュニケーションを図りながら、課題解決していく体験はとても大切です。

また、社会生活を営む上で規範意識の醸成も重要です。子ども・若者が自己を確立し、自分らしく生きられるよう自己形成を支援します。

《施策の方向性》

ア 日常生活能力の習得

- 基本的な生活習慣の形成
 - ・ 早寝早起きなど規則正しい習慣を身に付けて、十分な睡眠をとることは、子ども・若者の健全育成に不可欠であることから、家庭と学校が連携し、子ども・若者の基本的な生活習慣を身に付ける取組を推進します。
 - ・ 盛岡市第二次食育推進計画(2013(平成25)年度~2017(平成29)年度)に基づき, 乳児期・幼児期・小学生・中学生等ライフステージに応じた食育の取組を,家庭・学校・地域等とともに推進します。
- コミュニケーション能力や規範意識等の向上
 - ・ 大人の規範意識の希薄化により、家庭での規範意識の伝達が不十分であると言われています。

子ども・若者が社会生活を営む上で必要なマナーやルールを身につけるために、家庭、学校、地域が一体となって非行防止などの取組を推進します。

- ・ 社会性を育てる発表や討論などの学習機会を増やし、道徳教育の充実を図ります。
- ・ 集団宿泊体験等の活動を通じて、規範意識を高め、コミュニケーション能力の向上 を図ります。

イ 多様な活動機会の提供

○ 地域での多様な活動

- ・ 環境学習,自然体験,集団宿泊体験,ボランティア,スポーツ,芸術・伝統文化など様々な活動の機会を提供します。
- 世代間・地域間交流等の多様な活動の機会を提供します。
- ・ 農林漁業体験等を行う活動を推進するとともに、家族ぐるみの交流や子ども団体、 修学旅行受入れ等を推進します。

○ 生涯学習への対応

- ・ 生涯にわたり学ぶ意欲を持ち続けられるよう,多様なニーズ及び少子高齢社会や地 域環境等の現代社会の課題に対応する学習機会を提供し充実を図ります。
- ・ 女性は、結婚や出産等で離職や非正規雇用となる場合があるなど、安定した雇用が 得にくいことから、特に職業的スキルを習得するための学習機会の充実を図ります。

○ 読書活動の推進

・ 子ども・若者が、読書を通じて感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにするよう読書活動のさらなる推進に努めます。

ウ 学力・体力・情報活用能力の向上

○ 基礎学力の確立

・ 小中学校段階において、基礎学力を身につけるため、どの子にもわかる授業の実践 に努めます。

○ 体力の向上

・ 体育の授業や校外スポーツ活動により、体力を向上させ、健康の保持・増進を図ります。

また,心身の健全な発達,精神的な充足感の獲得,コミュニケーション能力の向上などスポーツの持つ機能・役割を多面的に活用した取組を推進します。

○ 学校教育における情報化の推進

- ・ 情報通信技術を活用して、子ども同士が教え合い学び合うなど、双方向でわかりや すい授業の実現に努めます。
- 児童生徒の情報活用能力の向上が図られるよう環境を整えます。

○ 学校・地域の連携

・ 「児童・生徒、家庭、学校、地域社会、行政の五者が連携を図り、それぞれの役割と責任を明確にしながら、地域の子どもは地域で育てる」教育振興運動を推進します。

・ 身近でスポーツに取り組むことができるように、地域のスポーツ活動の拠点となる 学校体育施設を開放します。

24

【基本施策】

(2)子ども・若者の社会参加支援

子ども・若者が、社会の一員として社会形成への参画や、地域活動、ボランティア活動、 国際交流活動などに参加することは、自己形成や国際的視野の醸成に資するだけではなく、 社会全体の活性化にもつながることから、必要な教育の推進や参加機会の確保などの支援を 行います。

《施策の方向性》

ア 社会形成への参画支援

- 社会形成・社会参加に関する教育の推進
 - ・ 社会の一員として自立し、社会に積極的に参加するために必要な教育(情報教育, 国際理解教育,消費者教育等)を推進します。
 - ・ 新しい門出を祝福するとともに、社会の一員であることの自覚を喚起し社会への参加意識を高めるため、成人のつどいを開催します。
- 子ども・若者の意見表明機会の確保
 - ・ 政策形成過程への参画促進のため、ワークショップなど様々な機会の活用、インターネット等を活用した意見の公募等により、子ども・若者の意見表明機会を確保します。
 - ・ 子ども・若者育成支援施策や世代間合意が不可欠である分野の施策については、若 者が参画しやすい機会を創出します。

イ 社会参加の促進

- ボランティアなど社会参加活動の推進
 - ・ ボランティア活動を通じて市民性・社会性を育み、また、地域の一員として地域活動への参画を促すため、参加機会の拡充などの支援を行います。

ウ 国際交流・国際理解の促進

○ 国際交流活動の推進

- ・ 若者の国際理解や国際的視野の醸成,日本人としてのアイデンティティの確立を図るため,海外の青少年の招へい・派遣等を通じた国際交流機会の提供を行います。
- ・ 姉妹都市との教育や文化、スポーツ等の交流を通じて、市民主体の国際交流活動を 推進します。

○ 国際理解教育の推進

- ・ 外国籍市民や留学生との交流を図り、異文化体験の機会の提供を行います。
- ・ 中学生及び教員の海外派遣,短期留学生の受入れを推進し,海外での生活や留学生 との交流を通して,国際理解教育の推進に努めます。

26

【基本施策】

(3) 子ども・若者の健康と安心の確保

妊娠・出産に始まり、心身ともに急速な発達をする乳幼児期、子どもから大人へ変化する 思春期、社会的自立を遂げる青年期まで、すべての子ども・若者が健康と安心を確保できる 多面的な施策に取り組みます。

《施策の方向性》

ア 健康の確保・増進

- 小児医療の充実
 - 安全で安心な妊娠・出産の確保や小児医療の充実等のための施策を推進します。
- 思春期特有の課題への対応
 - ・ 性に関する知識を習得することで、望まない妊娠や性感染症を未然に防ぎます。また、援助交際などの買春や児童ポルノの被害にあわないよう予防啓発を行います。
 - ・ 未成年者の喫煙及び飲酒をなくし、人工妊娠中絶の実施率や性感染症罹患率及び女性の思春期やせ症の発生頻度を減少させるなど、各種の取組を推進します。
- 健康教育の推進
 - ・ 心の健康に関する知識、薬物乱用に関する知識について、専門家の協力も得ながら 健康教育の充実と推進を図ります。

イ 相談体制の充実

- 学校における相談体制の充実
 - ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用など相談体制の充実 を図ります。
- 地域における相談, 医療機関への対応
 - ・ 地域において、子どもの発育・発達や心の健康問題、薬物乱用、性、感染症等に関する相談体制の充実や、医療機関との連携を図ります。

○ 行政における相談の実施

・ 母子の支援として「ママの安心テレホン」や「子育て相談」, 児童虐待等の相談を 受ける「家庭児童相談」、教育に関する相談を受ける「子ども教育相談」、少年の悩 みに対応する「少年相談」等、状況に応じた専門的な相談を実施します。

・ 複合的な困難を有する子ども・若者やその保護者等からの相談に応じ、行政機関と 民間支援団体のネットワークを活用し、自立に向けた支援を実施できる相談拠点の構 築を目指します。

28

【基本施策】

(4) 若者の就労支援

子ども・若者が成長過程の適切な時期に,勤労観・職業観を養うとともに,低学力,マナーの欠如,経済的困難など就労を阻害する要因を取り除き,支援することが必要です。

若者の就労支援は、若者が自立する基本であるだけではなく、社会の活力を維持する上でも 極めて重要です。

《施策の方向性》

ア 就業能力・意欲の向上

- 職業的自立に必要な能力の形成
 - ・ 経済的に自立していくことの重要性について学ぶため、企業等と連携・協力しつつ、 発達段階に応じたキャリア教育等を推進します。

〇 能力開発

・ 就職を支援するため、就職を希望する学生・生徒が、在学中に事業所で就業体験を 行うことにより、働くことの意義や職業に就いて自立することの大切さ、働くことの 喜びなど職業に関する理解を深め、主体的に職業選択ができる能力の育成を図るとと もに、就職後の職業への適応力を高めるためのインターンシップを効果的に活用しま す。

イ 就労等支援の充実

- 高校生等に対する就職支援
 - ・ 就職を希望する高校生に対し、働くことの意義や職業に就いて自立することの大切 さ、働くことの喜びなど職業に関する理解を深めるとともに、就職に役立つ能力を高 めるための研修を行う「高校生スキルアップ事業」の実施や、盛岡公共職業安定所等 との共催による「もりおか高校生就職面接会」を開催し、高校生から職業人への円滑 な移行を支援します。
- 大学生等に対する就職支援等
 - ・ 就職を希望する者に対して、盛岡公共職業安定所等との共催による「もりおか就職 面接会」を開催するほか、若者の仕事・就職をサポートする「ジョブカフェいわて」 との連携を図ります。

○ 職業的自立に向けての支援

- ・ もりおか若者サポートステーションにおいて、ニート(若年無業者)を中心に一人 ひとりの課題に応じて、職業相談・職業紹介から職業定着に至るまでの一貫した支援 を行います。
- ・ 就職に結びつけるため、若者を一定期間試行雇用し、その後常用雇用への移行を図るトライアル雇用制度等、就労に関する制度の周知を図ります。
- ・ 盛岡公共職業安定所との連携や企業への働きかけを実施します。

〇 起業支援

・ 「盛岡市産業支援センター」,「もりおか女性センター」,「盛岡市産学官連携研究センター」を活用し,市内で事業を営んだり起業しようとする若者を支援します。

【成果指標】市の施策により直接的に成果の向上を目指す指標

成果指標	単位	現状	目標	方	方法
八木141宗		(H25)	(H36)	向)J/A
朝食をとっている小学5年生の割合	%	96. 7	96. 7	\rightarrow	 庁内調査
粉及をとうている小子3十生の割 日	/0	(H26)	90. 1		/1 / 1 均加:亘.
朝食をとっている中学2年生の割合	%	95.5	95. 5	\rightarrow	庁内調査
朝良をとう(いる中子2年生の割合	70	(H26)	90.0		/
小学校での走力や敏捷性を高めるトレーニン	校	21	4.4	7	庁内調査
グ (SAQ トレーニング) 実施小学校数	110	21	44	\	/
教育振興運動地区別集会及び実践発表大会参	Į.	9 794	9 900	\rightarrow	庁内調査
加者数	人	2, 784	2, 800		八下河道:
「ママの安心テレホン」「子育て相談」相談		0 400	9 500		岸 内
者延べ人数	人	2, 403	2, 500	\rightarrow	庁内調査
もりおか就職面接会参加人数	人	208	208	\rightarrow	庁内調査

【参考指標】市の施策により直接的に成果の向上を目指すことはできないが、進捗状況の目安となる指標

参考指標	単位	現状 (H25)	目標 (H36)	方向	方法
消費者講座受講人数	人	9, 041		\rightarrow	庁内調査
盛岡市ボランティア連絡協議会加盟団体数	団体	199		7	市社会福祉協議会
高校生ボランティアスクール参加者数	人	199		7	市社会福祉協議会

基本目標2 困難を有する子ども・若者の自立を目指します【自立支援】

【基本施策】

(1) 困難な状況ごとの取組

子ども・若者が有する困難は多岐にわたり、その程度は一人ひとり異なっています。また、 複合的な困難を有する場合、様々な分野が連携した支援が必要です。

行政機関や民間の支援団体など多分野にわたる社会資源を活用しながら,困難を有する子ども・若者に対する支援体制の確立を目指します。

※困難な状況とは

ニート(若年無業者), ひきこもり, 不登校, 高等学校中途退学, 障がい(身体・知的・精神), 発達障がい, 非行, 犯罪, 薬物乱用, 犯罪被害, 犯罪加害者の更生, いじめ, 暴力(身体的虐待, 心理的虐待, ネグレクト, 性的虐待, デートDV(交際相手からの暴力), ストーカー, 性暴力等), 貧困, ひとり親家庭, 売春, 買春, 児童ポルノ, 自傷行為, 自殺念慮, 自殺企図, 摂食障害, 望まない妊娠, 家出など

《施策の方向性》

ア ニート、ひきこもり、不登校等の子ども・若者への支援

- 地域において支援するための取組
 - ・ 修学及び就業のいずれもしていないなど社会生活を円滑に営む上での困難を有する 子ども・若者に対し、行政と民間支援団体がネットワークを形成し、それぞれの専門 性を生かし、発達段階に応じた支援を実施します。
 - ・ 困難を有する子ども・若者に対し、必要な相談、助言又は指導を行う体制を整えます。
 - ・ 困難を有する子ども・若者の支援に携わる人材の育成と資質の向上を図る研修を実施します。
 - 社会性を育むため、体験活動に継続的に取り組む機会を提供します。
 - ・ 地域における早期発見、早期支援を目指します。

○ ニート等の若者への支援

・ ニート(若年無業者)等の若者に対して、各人の置かれた状況に応じて、行政と民間支援団体のネットワークを活用し、多様な就労支援メニューを提供する「もりおか若者サポートステーション」等で職業的自立支援を推進します。

○ ひきこもりへの支援

- ・ 町内会や民生委員・児童委員等,地域を知る方々の協力を得ながら早期発見に努め, 早期支援につなげます。
- ・ 行政と民間支援団体のネットワークを活用し、相談・支援を行います。また、支援 方法の検討や支援に関する情報を共有するため、岩手県ひきこもり支援センターとの 連携を図ります。
- 不登校の子ども・若者への支援
 - ・ 不登校の未然防止,早期発見・早期対応につながる効果的な取組や,関係機関等と 連携した取組を促進します。
 - 学校内外における相談体制の整備を進めます。
 - ・ 適応指導教室「ひろばモリーオ」において、学校への復帰につながる適応力を高め、 自立の心を育てる支援を実施します。
- 心の問題への対応
 - 専門機関等における相談の充実、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用など学校における相談体制の充実を図るとともに、地域の人材を活用した支援を行います。
- 高等学校中途退学者等への支援
 - ・ 高等学校中途退学者等がニート(若年無業者)となることを防ぐため、もりおか若者サポートステーション、高等学校等と連携し、就学、職業訓練、就労等の支援を行います。

イ 障がいのある子ども・若者への支援

- 障がい(身体、知的、精神)のある子ども・若者への支援
 - ・ 盛岡市障がい者福祉計画及び盛岡市障がい福祉実施計画に基づき、障がいのある子 ども・若者の自立や社会参加に向けた主体的な取組を行い、適切な指導及び必要な支 援を実施します。
 - ・ 障がいのある子ども・若者が、身近な地域で安心して生活できるよう在宅サービス や放課後支援の充実を図るなど、障がいの特性に配慮した適切な支援が提供されるよ う取り組みます。

○ 発達障がいのある子ども・若者への支援

- ・ 医療、保健、福祉、教育関係機関等の連携が重要であることから、市保健所や岩手 県発達障がい者支援センター等と連携を図りながら支援します。
- ・ 健康診査等を通じた早期発見に努めるほか、適切な相談・指導の実施を推進します。
- ・ 発達が気になる段階からの支援や、学校等において、発達の段階に応じた適切な指導等を行います。
- 発達障がいについての啓発や情報提供等の充実を図ります。

○ 障がい者に対する就労支援等

- ・ 障がい者雇用の促進を図るため、就職の準備段階から職場定着までの一貫した支援 を目指します。
- ・ 学校において、産業界や労働関係機関との連携の下、就業体験の機会を積極的に設 けるなどして職業教育の充実を目指します。
- ・ 障がい者が、企業等で働く機会を増やすため福祉的就労から一般雇用への移行促進 を図ります。

ウ 非行・犯罪に陥った子ども・若者への支援

- 非行防止,相談活動等
 - ・ 少年非行等の未然防止,早期発見・早期対応につながる効果的な取組,地域の人々 と連携した多様な活動を行います。
 - ・ 様々な悩みを持つ少年やその家族等に対し適切な助言,支援等を行うため,学校や 市少年センターの相談を活用するとともに,地域や学校,関係機関が連携しながら対 応します。
 - ・ 非行や犯罪を防止するため、関係機関が連携して街頭巡回活動を行います。

○ 薬物乱用防止

- ・ 子ども・若者による薬物乱用の防止対策については、学校や市保健所等における薬 物乱用防止教室の開催や啓発の強化など、薬物乱用防止に資する教育、広報啓発活動 の一層の強化を図ります。
- ・ 相談窓口の周知や関係機関の連携強化,地域における薬物等依存症対策の推進など, 子ども・若者を含めた薬物依存者及びその家族への支援の充実に努め,再乱用防止の ための取組を推進します。

- 更生保護、自立・立ち直り支援
 - ・ 社会を明るくする運動等を通じて、更生保護に携わる保護司等と連携を取りながら、 地域における支援を推進します。
 - ・ 罪を犯した少年が学校へ円滑に復帰できるよう、学校は保護司等と連携を取りながら、少年の立ち直りを支援します。

○ いじめ・暴力対策

- 「盛岡市いじめ防止等のための基本方針」に基づき、対策を実施します。
- ・ 問題行動を起こす児童生徒への指導や事件を起こした少年に対し適切に対応し、再 発防止を図るとともに、未然防止、早期発見・早期対応につながるよう取組等を促進 します。
- ・ 少年相談,子ども教育相談等による相談を実施します。

エ 子どもの貧困問題への対応

- 経済的困難を抱える家庭等への支援
 - ・ すべての子ども・若者が経済的理由により希望する教育機会を断念することがない よう、就学援助の促進等を図ります。
 - ・ 生活保護受給者に対し、就労による経済的自立を支援するとともに、受給者の子ど もに対し学習支援等を行います。

○ ひとり親家庭への支援

- ・ 子育てと就業の両立のため、疾病その他の理由により日常生活などに支障がある家庭への家庭生活支援員の派遣などを行い、必要な介護および乳幼児の保育などを行う「ひとり親家庭等日常生活支援事業」や、児童扶養手当の受給者が自立した生活を送るための「母子・父子自立支援プログラム策定事業」等、ひとり親家庭を支援する事業を実施します。
- ・ ひとり親家庭の親に対する一貫した就業に関する情報提供や、就業に向けた講座を 実施します。

○ 世代を超えた貧困の連鎖の防止

・ 貧困が世代を超えて継承されることがないよう、自立の前提となる子どもの学びを 支援します。学校、保育所等の公的施設を活用して、子ども一人ひとりに対して教育 や福祉関係者、地域のボランティアなどが連携し、生活面での支援、学習面での支援、 家庭への支援などを行う取組について検討します。 オ 特に配慮が必要な子ども・若者への支援

- 非行少年の立ち直り支援
 - ・ 関係機関、学校、民間協力者、地域の人々等が連携して行う居場所づくりを始めと したな立ち直り支援を検討します。
- 外国人の子どもの教育の充実等
 - ・ 定住外国人の子どもが、円滑に公立学校等へ入学できるよう就学支援を行います。
- 性同一性障害等への支援
 - ・ LGBTなど性的少数者であることを理由に、困難な状況に置かれている子ども・ 若者に対する偏見・差別をなくし、多様な性のあり方について理解を深めるための啓 発に努めます。
 - ※LGBTとは、レズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)、トランスジェンダー(性同一性障害者など心と体の性が一致しない人)の頭文字をとった性的少数者を表す言葉
- 10代の親への支援
 - ・ 10代で親になる者に対し、学業や就業の継続支援、出産や子育ての知識や経験の不 足に対する相談など、支援を実施します。

【基本施策】

(2)子ども・若者の被害防止・保護

重大な社会問題となっている児童虐待やいじめ等の被害を防止するとともに、被害が発生した場合には、関係機関・団体等が連携して早急に状況を把握し、保護する措置を講ずることにより、子ども・若者の命を守ります。

《施策の方向性》

ア 児童虐待防止対策

- 相談体制の充実
 - ・ 早期発見, 早期対応, 再発防止のため, 児童虐待に対する相談体制の充実を図ります。
 - ・ 児童虐待の発生予防のため、地域における子育て支援や見守りを充実するとともに、 子育てに関する親等への情報・学習機会の提供、相談体制の充実をはじめ、家庭への きめ細やかな支援を行います。
 - ・ 相談,通報等を通じて,児童虐待の早期発見と早期対応に努めるとともに,行政機関と民間支援団体のネットワークを活用した取組を促進し,盛岡市要保護児童対策地域協議会との連携を図ります。
- 保護者等を対象とする教育の充実
 - ・ 児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護するため、保護者等に対し児童虐 待防止のための啓発に努めます。

イ 子ども・若者の福祉を害する犯罪対策

※福祉を害する犯罪とは、「出会い系サイト規制法(インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律)」、「児童買春、児童ポルノ禁止法(児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律)」などに関わる犯罪をいう。

○ 相談体制の充実

・ 福祉を害する犯罪に関する相談体制について、行政機関と民間支援団体のネットワークを活用した取組を検討します。

○ 予防啓発の実施

- 福祉を害する犯罪の被害を防止するため、社会全体に対し啓発を行います。
- ・ あらゆる暴力の加害者にも被害者にもならないよう,子ども・若者に対し啓発を行います。

○ 保護体制の充実

・ 児童買春や性暴力被害を受けた子ども・若者を救済するため、関係機関と連携を図ります。

・ 18 歳以上の若者を、福祉を害する犯罪被害や命の危険から回避させるため、緊急保護、一時保護、自立に向け、行政機関と民間支援団体のネットワークを活用した保護体制の構築を検討します。

ウ いじめ被害、自殺対策

○ 相談体制の充実

- ・ 学校において、未然防止、早期発見・早期対応につながる効果的な取組や関係機関等と連携した取組等を促進するとともに、相談体制の整備を支援します。
- ・ 自殺予防や心の健康づくりに関する啓発事業や関係機関と連携した相談の充実, ゲートキーパー機能やアウトリーチ(訪問支援)の充実等により, 自殺を選択しないための支援体制の充実を図ります。
 - ※ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人をいう。
- ・ 18 歳以上の若者を,いじめ被害や自殺等から命の危険を回避させるため,緊急保護, 一時保護,自立に向け,行政機関と民間支援団体のネットワークを活用した保護体制 の構築を検討します。

工 虐待, 犯罪被害者対策

○ 相談体制の充実

- ・ 虐待被害者は、検診、保育園、幼稚園、学校等あらゆる機会を通じて早期発見に努め、被害の防止と自己回復に向けた相談を目指します。
- ・ 犯罪被害者については、いわて被害者支援センター等と連携し、被害者の心の回復 を図る、行政機関と民間支援団体のネットワークを活用した相談体制の構築を検討し ます。

○ 保護体制の充実

・ 18 歳以上の若者を、虐待や犯罪被害から命の危険を回避させるため、緊急保護、一時保護、自立に向け、行政機関と民間支援団体のネットワークを活用した保護体制の構築を検討します。

【成果指標】市の施策により直接的に成果の向上を目指す指標

成果指標	単位	現状 (H25)	目標 (H36)	方向	方法
小学校における不登校の出現率 (問題行動 調査による)	%	0. 19	0. 19	→	庁内調査
中学校における不登校の出現率 (問題行動 調査による)	%	1. 99	1. 99	\rightarrow	庁内調査
適応指導教室通級児童生徒の学校復帰率	%	41. 2	50	7	庁内調査
若者サポートステーションでの相談件数	件	3, 010	3, 010	→	庁内調査
補導件数	件	194	150	7	庁内調査
子ども・若者に関する相談回数(少年相談, (仮称)子ども・若者相談)	□	27	100	1	庁内調査

【参考指標】市の施策により直接的に成果の向上を目指すことはできないが、進捗状況の目安となる指標

参考指標	単位	現状	目標	方	方法
2.11IW		(H25)	(H36)	向	7774
個別に支援が必要な児童生徒への対応として学校に配置する職員数(小・中学校)	人	70		\rightarrow	庁内調査
児童虐待相談受理件数(岩手県児童相談所)	件	415		7	県調査
児童虐待相談受理件数 (盛岡市分)	件	178		V	県調査
年齢階級別自殺者数(~19歳)	人	547		¥	内閣府,警察庁調査
年齢階級別自殺者数(20~29歳)	人	2,801		V	内閣府,警察庁調 查

基本目標3 子ども・若者の健やかな成長を社会全体で支える環境を整えます【環境整備】

【基本施策】

(1) 社会全体で支える環境の整備

子ども・若者が健やかに成長できるように、家庭、地域、学校、行政、さらには企業など 社会全体で育成支援と困難支援を行うための環境を整えます。

《施策の方向性》

ア 家庭, 学校及び地域の連携強化

- 家庭教育の支援
 - ・ 学習機会や情報の提供、相談体制の充実等の地域の取組を支援します。
 - ・ 民生委員・児童委員等の地域の人材や、学校、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等との連携を推進します。
 - ・ 家庭の教育力向上に向けた各地域の取組の活性化や家庭教育の大切さについての市 民の理解を促進します。
- 家庭・地域と一体となった学校の活性化
 - ・ 「児童・生徒,家庭,学校,地域社会,行政の五者が連携を図り,それぞれの役割 と責任を明確にしながら,地域の子どもは地域で育てる」教育振興運動を推進します。 (再掲)
- 教育・相談の体制や機能の充実
 - ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用など、学校における相 談体制の整備、充実を図ります。
 - ・ 子ども教育相談等により、児童・生徒の不登校や学習の悩み、非行、しつけなどの 相談を実施します。

イ 多様な主体による取組の推進

○ 相談体制の充実

- ・ 複合的な困難を有する子ども・若者やその保護者等からの相談に応じ、行政機関と 民間支援団体のネットワークを活用し、自立に向けた支援を実施できる相談拠点の構 築を目指します。(再掲)
- ・ 関係機関への紹介, その他の必要な情報の提供及び助言を行うことができる相談体制の構築を目指します。

○ 民間団体等の育成支援の取組の促進

・ 民間団体,有識者,行政機関等と連携・協力して,子ども・若者の育成支援に取り 組む機運の醸成等に努めます。

○ 多様な主体によるネットワークの構築

・ 多様な主体による取組を支援するとともに、行政機関と民間支援団体のネットワークを構築し、情報や意見の交換、その他の必要な連携を図るための機会を設けます。

ウ 地域における多様な担い手の育成

- 青少年リーダー等の育成
 - ・ 青少年関係団体等において、社会の中核を担う青少年リーダーを育成するために行われている活動を支援します。
 - ・ 体験活動指導者等の養成・研修を推進します。

○ 民間協力者の確保

- ・ 子ども・若者支援にあたっている民間協力者について、幅広い世代・分野からの人 材の確保に努めます。
- ・ 職業的自立を目指す子ども・若者が就労しやすいよう,企業や個人事業主等との連携を推進します。

○ 同世代による相談・支援

- ・ 同世代又は年齢が近い世代の学生ボランティアによる、相談・支援を充実させます。
- 非行など問題を抱えた少年の自立を支援する青年ボランティアの活動を支援します。

- 子ども・若者自身のネットワークの形成支援
 - ・ 子ども・若者に対する支援を同世代の子ども・若者が行う等,子ども・若者自身の ネットワークの形成や強化のため,情報提供等の支援を行います。

エ 子育て支援等の充実

- 子どもと子育てを応援する社会の実現に向けた取組
 - ・ 「盛岡市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育て家庭等への支援、待機児 童の解消に向けた保育や放課後対策の充実を含めた保育サービス等の基盤整備、地域 における子育て支援等の施策を推進します。

オ 子ども・若者を取り巻く有害環境等への対応

- 有害環境等への対応
 - ・ 新聞やテレビ、インターネット等のメディアを通じて取得した情報を、主体的に判断することができる能力を身に付け、情報が与える影響について理解し、情報化社会で適切に行動するメディアリテラシーに関する教育を推進します。
 - ・ いわゆる「青少年インターネット環境整備法」に基づき、青少年のインターネット の適切な利用に関する教育及び啓発活動、フィルタリングの利用普及を推進します。
 - ゲーム等の利用に係る親子のルールづくり等、家庭における取組を支援します。
 - ・ 携帯電話の利用実態の把握,学校における携帯電話の取扱いに関する方針の明確化, 社会全体で見守る体制づくりを推進します。
 - ・ 出会い系サイトやSNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス) の利用に起 因する子ども・若者の被害を予防する取組を推進します。
 - ・ 酒類やたばこの販売時における年齢確認の強化・徹底を要請するなど、関係業界への働きかけを行います。

【基本施策】

(2) 大人社会のあり方の見直し

子ども・若者は、ともに生きるパートナーであるという認識を持つとともに、仕事と家庭の調和を図るなど、これまで当然のこととして受け入れられてきた社会の仕組みの見直しを行う必要があります。

《施策の方向性》

ア ワーク・ライフ・バランスの実現

- 就労環境の改善
 - ・ 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」を実現して、家族や地域の中で充実した時間を持つことができるよう意識の浸透を図るとともに、就労環境を改善するため、関係機関と連携して企業に働きかけを行うなどの具体的な取組を進めます。

※仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現により、「国民一人ひとりがやりがいや 充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子 育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」となる。

イ 人権意識の向上

- 命を大切にする活動の推進
 - ・ 中学生、高校生が、親と同じような立場に立って実際に乳幼児と触れ合い、遊び、さらに進んで世話をするといった体験活動を推進します。
 - ・ LGBTなど性的少数者の多様な性のあり方について理解を深め、偏見・差別をなくすよう啓発に努めます。
- 虐待等を行った保護者への対応
 - ・ 家族の養育機能の強化を図るための支援を充実し、地区担当保健師や民生委員・児 童委員等により、見守りと支援を強化します。
 - ・ 保護者に対し、虐待に陥らないよう、未然防止の啓発に努めます。
- 家族や地域の大切さについての理解促進
 - ・ 「いわて家庭の日(毎月第3日曜日)」における啓発を通じて、家族や地域の大切 さについての理解を促進します。

【成果指標】市の施策により直接的に成果の向上を目指す指標

成果指標	単位	現状 (H25)	目標 (H36)	方向	方法
もりおかユースネット (※) 登録数	件		30	7	庁内調査
インターネット,携帯電話等に関する啓発 回数(出前講座回数,DVD貸出件数)	□	4	12	1	庁内調査
デートDV予防啓発講座受講人数	人	886	900	→	庁内調査
保育所の待機児童数	人	40	0	7	庁内調査
赤ちゃんの駅DAKKOの設置施設数	箇所	70	70	→	庁内調査

^(※)もりおかユースネットとは、市内で、社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者の支援を目指す活動をしている団体(法人及び任意団体)が登録を行い、相互の情報発信及び情報共有を行うネットワークである。

【参考指標】市の施策により直接的に成果の向上を目指すことはできないが、進捗状況の目安となる指標

参考指標	単位	現状 (H25)	目標 (H36)	方向	方法
有害図書設置箇所	箇所	3		7	県調査
育児休業取得率 (母親) 国統計	%	83		7	厚生労働省調査
育児休業取得率(父親)国統計	%	2		7	厚生労働省調査
県内企業・事業所行動調査における育児休 業取得率(母親)県統計	%			7	県調査
県内企業・事業所行動調査における育児休 業取得率(父親)県統計	%	_		1	県調査



第1節	計画の推進体制・	•	•	•	•				•	•	•	•	46
生った	計画の進行答理。	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	16



第1節 計画の推進体制

この計画に掲げる施策は、事業を担当する部局で実施されるものですが、効果的な施策の推進を図るために、「盛岡市子ども・若者行政推進連絡会議」において、各部局が実施する施策や事務事業との連携の確保や実施状況の把握、情報交換と共有を行い、庁内で一体として計画の推進を図ることとします。

また、地域、教育・福祉・医療・警察等関係機関のほか、市内の子ども・若者の育成支援に関わる民間団体やボランティアなど、多様な主体と連携しながら市民協働により計画を推進します。

第2節 計画の進行管理

この計画は、「盛岡市青少年問題協議会」の提言及び幅広い市民の意見・要望を尊重したものです。

計画推進にあたっても、盛岡市青少年問題協議会をはじめ広く市民の意見を尊重します。

また、計画の実効性を確保するために指標を設定し、進捗状況について調査・検証して盛岡市 青少年問題協議会に報告するとともに、市民に公表します。



盛岡市子ども・若者育成支援計画
策定の経過・・48
子ども・若者育成支援推進法・・・・49
盛岡市青少年問題協議会設置条例・・・56
盛岡市子ども・若者行政推進連絡会議要領
• • • • 58
青少年行政のあゆみ・・・・・・59
もりおかユース塾公開講座(平成 23 年度)
斎藤 環 氏 湯浅 誠 氏 対談録
テーマ「ニート・ひきこもり・貧困を考える」
60
用語解説・・・・・・・・・・74



資料 1 盛岡市子ども・若者育成支援計画策定の経過

平成26年	2月	14 日	平成 25 年度第 2 回盛岡市青少年問題協議会
			・市町村子ども・若者育成支援計画の位置付けについて
	8月	5 日	平成 26 年度第1回盛岡市青少年問題協議会
			・新盛岡市青少年健全育成計画の取り組み状況について
			・盛岡市子ども・若者育成支援計画の骨子案について
	11月	7 日	平成 26 年度第 2 回盛岡市青少年問題協議会
			・盛岡市子ども・若者育成支援計画の素案について
	11月	10 日	政策形成推進会議
	11月	13 日	市議会総務常任委員会
	11月	19 日	青少年行政推進連絡会議(子ども・若者行政推進連絡会議に改編)
平成27年	1月	22 日	平成 26 年度第 3 回盛岡市青少年問題協議会
			・盛岡市子ども・若者育成支援計画(案)について
	1月	26 日	政策形成推進会議
	2月	2 日	庁議
	2月	16 日	市議会全員協議会
	2月	17 日	パブリックコメント
	~3月	10 日	
	3月		市長決裁

資料2 子ども・若者育成支援推進法

子ども・若者育成支援推進法

目次

第一章 総則 (第一条—第六条)

第二章 子ども・若者育成支援施策 (第七条—第十四条)

第三章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援(第十五条—第二十五条)

第四章 子ども・若者育成支援推進本部 (第二十六条—第三十三条)

第五章 罰則(第三十四条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、子ども・若者が次代の社会を担い、その健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組(以下「子ども・若者育成支援」という。)について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めるとともに、子ども・若者育成支援推進本部を設置すること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な子ども・若者育成支援のための施策(以下「子ども・若者育成支援施策」という。)を推進することを目的とする。

(基本理念)

- 第二条 子ども・若者育成支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。
 - 一 一人一人の子ども・若者が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者とともに次代の社会を担うことができるようになることを目指すこと。
 - 二 子ども・若者について、個人としての尊厳が重んぜられ、不当な差別的取扱いを受けることがないようにするとともに、その意見を十分に尊重しつつ、その最善の利益を考慮すること。
 - 三 子ども・若者が成長する過程においては、様々な社会的要因が影響を及ぼすものであるとともに、 とりわけ良好な家庭的環境で生活することが重要であることを旨とすること。
 - 四 子ども・若者育成支援において、家庭、学校、職域、地域その他の社会のあらゆる分野における すべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むこと。
 - 五 子ども・若者の発達段階、生活環境、特性その他の状況に応じてその健やかな成長が図られるよう、良好な社会環境(教育、医療及び雇用に係る環境を含む。以下同じ。)の整備その他必要な配慮を行うこと。
 - 六 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における知見を総合して行うこと。
 - 七 修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円

滑に営む上での困難を有するものに対しては、その困難の内容及び程度に応じ、当該子ども・若者 の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行うこと。

(国の責務)

第三条 国は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子ども・若者育成支援施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子ども・若者育成支援に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における子ども・若者の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(法制上の措置等)

第五条 政府は、子ども・若者育成支援施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第六条 政府は、毎年、国会に、我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育 成支援施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

第二章 子ども・若者育成支援施策

(子ども・若者育成支援施策の基本)

第七条 子ども・若者育成支援施策は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携並びに民間の団体及び国民一般の理解と協力の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

(子ども・若者育成支援推進大綱)

- 第八条 子ども・若者育成支援推進本部は、子ども・若者育成支援施策の推進を図るための大綱(以下「子ども・若者育成支援推進大綱」という。)を作成しなければならない。
- 2 子ども・若者育成支援推進大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針
 - 二 子ども・若者育成支援施策に関する次に掲げる事項
 - イ 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における施策に関する事 項
 - ロ 子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備に関する事項
 - ハ 第二条第七号に規定する支援に関する事項
 - ニ イからハまでに掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策に関する重要事項
 - 三 子ども・若者育成支援施策を総合的に実施するために必要な国の関係行政機関、地方公共団体及 び民間の団体の連携及び協力に関する事項
 - 四 子ども・若者育成支援に関する国民の理解の増進に関する事項
 - 五 子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な調査研究に関する事項
 - 六 子ども・若者育成支援に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項
 - 七 子ども・若者育成支援に関する国際的な協力に関する事項
 - 八 前各号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な事項
- 3 子ども・若者育成支援推進本部は、第一項の規定により子ども・若者育成支援推進大綱を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(都道府県子ども・若者計画等)

- 第九条 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ど も・若者育成支援についての計画(以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。)を 作成するよう努めるものとする。
- 2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱(都道府県子ども・若者計画が作成されているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画)を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画(次項において「市町村子ども・若者計画」という。)を作成するよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども・若者計画又は市町村子ども・若者計画を作成したときは、 遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(国民の理解の増進等)

第十条 国及び地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関し、広く国民一般の関心を高め、その理解 と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するよう、必要な 啓発活動を積極的に行うものとする。

(社会環境の整備)

第十一条 国及び地方公共団体は、子ども・若者の健やかな成長を阻害する行為の防止その他の子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備について、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(意見の反映)

第十二条 国は、子ども・若者育成支援施策の策定及び実施に関して、子ども・若者を含めた国民の意見をその施策に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(子ども・若者総合相談センター)

第十三条 地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点(第二十条第三項において「子ども・若者総合相談センター」という。)としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第十四条 国は、子ども・若者育成支援施策に関し、地方公共団体が実施する施策及び民間の団体が行う子ども・若者の社会参加の促進その他の活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援 (関係機関等による支援)

- 第十五条 国及び地方公共団体の機関、公益社団法人及び公益財団法人、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体並びに学識経験者その他の者であって、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の子ども・若者育成支援に関連する分野の事務に従事するもの(以下「関係機関等」という。)は、修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対する次に掲げる支援(以下この章において単に「支援」という。)を行うよう努めるものとする。
 - 一 社会生活を円滑に営むことができるようにするために、関係機関等の施設、子ども・若者の住居 その他の適切な場所において、必要な相談、助言又は指導を行うこと。
 - 二 医療及び療養を受けることを助けること。

- 三 生活環境を改善すること。
- 四修学又は就業を助けること。
- 五 前号に掲げるもののほか、社会生活を営むために必要な知識技能の習得を助けること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、社会生活を円滑に営むことができるようにするための援助を行うこと。
- 2 関係機関等は、前項に規定する子ども・若者に対する支援に寄与するため、当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者に対し、相談及び助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

(関係機関等の責務)

- 第十六条 関係機関等は、必要な支援が早期かつ円滑に行われるよう、次に掲げる措置をとるとともに、 必要な支援を継続的に行うよう努めるものとする。
 - 一 前条第一項に規定する子ども・若者の状況を把握すること。
 - 二 相互に連携を図るとともに、前条第一項に規定する子ども・若者又は当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者を必要に応じて速やかに適切な関係機 関等に誘導すること。
 - 三 関係機関等が行う支援について、地域住民に周知すること。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、第十五条第一項に規定する子ども・若者が社会生活を円滑に営む上での困難を有することとなった原因の究明、支援の方法等に関する必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

(人材の養成等)

第十八条 国及び地方公共団体は、支援が適切に行われるよう、必要な知見を有する人材の養成及び資質の向上並びに第十五条第一項各号に掲げる支援を実施するための体制の整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(子ども・若者支援地域協議会)

- 第十九条 地方公共団体は、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図るため、単独で又は共同して、関係機関等により構成される子ども・若者支援地域協議会(以下「協議会」という。)を置くよう努めるものとする。
- 2 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(協議会の事務等)

- 第二十条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報の交換を行うとともに、支援の内容 に関する協議を行うものとする。
- 2 協議会を構成する関係機関等(以下「構成機関等」という。)は、前項の協議の結果に基づき、支援を行うものとする。
- 3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等による支援の実施に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等(構成機関等に該当しない子ども・若者総合相談センターとしての機能を担う者を含む。)に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる。

(子ども・若者支援調整機関)

- 第二十一条 協議会を設置した地方公共団体の長は、構成機関等のうちから一の機関又は団体を限り子 ども・若者支援調整機関(以下「調整機関」という。)として指定することができる。
- 2 調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、必要な支援が適切に行われるよう、協議会の定めるところにより、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じて他の構成機関等が行う支援を組み合わせるなど構成機関等相互の連絡調整を行うものとする。

(子ども・若者指定支援機関)

- 第二十二条 協議会を設置した地方公共団体の長は、当該協議会において行われる支援の全般について 主導的な役割を果たす者を定めることにより必要な支援が適切に行われることを確保するため、構成 機関等(調整機関を含む。)のうちから一の団体を限り子ども・若者指定支援機関(以下「指定支援 機関」という。)として指定することができる。
- 2 指定支援機関は、協議会の定めるところにより、調整機関と連携し、構成機関等が行う支援の状況 を把握しつつ、必要に応じ、第十五条第一項第一号に掲げる支援その他の支援を実施するものとする。 (指定支援機関への援助等)
- 第二十三条 国及び地方公共団体は、指定支援機関が前条第二項の業務を適切に行うことができるよう にするため、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。
- 2 国は、必要な支援があまねく全国において効果的かつ円滑に行われるよう、前項に掲げるもののほか、指定支援機関の指定を行っていない地方公共団体(協議会を設置していない地方公共団体を含む。) に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うものとする。
- 3 協議会及び構成機関等は、指定支援機関に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供その他必要な協力を行うよう努めるものとする。

(秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務 (調整機関及び指定支援機関としての事務を含む。以下この条において同じ。) に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得 た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条 第十九条から前条までに定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、 協議会が定める。

第四章 子ども・若者育成支援推進本部

(設置)

第二十六条 内閣府に、特別の機関として、子ども・若者育成支援推進本部(以下「本部」という。) を置く。

(所掌事務等)

- 第二十七条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 子ども・若者育成支援推進大綱を作成し、及びその実施を推進すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援に関する重要な事項について審議すること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、他の法令の規定により本部に属させられた事務
- 2 本部は、前項第一号に掲げる事務を遂行するため、必要に応じ、地方公共団体又は協議会の意見を 聴くものとする。

(組織)

第二十八条 本部は、子ども・若者育成支援推進本部長、子ども・若者育成支援推進副本部長及び子ども・若者育成支援推進本部員をもって組織する。

(子ども・若者育成支援推進本部長)

- 第二十九条 本部の長は、子ども・若者育成支援推進本部長(以下「本部長」という。)とし、内閣総理大臣をもって充てる。
- 2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(子ども・若者育成支援推進副本部長)

- 第三十条 本部に、子ども・若者育成支援推進副本部長(以下「副本部長」という。)を置き、内閣官 房長官並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第九条第一項に規定する特命担当大臣であ って同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第十四号に掲げる事項に関する事務及びこれに関 連する同条第三項に規定する事務を掌理するものをもって充てる。
- 2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(子ども・若者育成支援推進本部員)

- 第三十一条 本部に、子ども・若者育成支援推進本部員(次項において「本部員」という。)を置く。
- 2 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - 一 国家公安委員会委員長
 - 二 総務大臣
 - 三 法務大臣
 - 四 文部科学大臣
 - 五 厚生労働大臣
 - 六 経済産業大臣
 - 七 前各号に掲げるもののほか、本部長及び副本部長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指 定する者

(資料提出の要求等)

- 第三十二条 本部は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の 者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第三十三条 第二十六条から前条までに定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、 政令で定める。

第五章 罰則

第三十四条 第二十四条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、我が国における子ども・若者をめぐる状況及びこの法律の施行の状況を踏まえ、子ども・若者育成支援施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部改正)

第三条 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成二十年 法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「インターネット青少年有害情報対策・環境整備推進会議等」を「基本計画」に改める。 第二章の章名を次のように改める。

第二章基本計画

第八条から第十一条までを次のように改める。

第八条から第十一条まで削除

第十二条の見出しを削り、同条第一項中「会議」を「子ども・若者育成支援推進法(平成二十一年 法律第七十一号)第二十六条に規定する子ども・若者育成支援推進本部(第三項において「本部」と いう。)」に、「定めなければならない」を「定め、及びその実施を推進するものとする」に改め、 同条第三項中「会議」を「本部」に改める。

(青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部改正に伴う 経過措置)

第四条 前条の規定による改正前の青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(以下この条において「旧法」という。)第八条第一項に規定するインターネット青少年有害情報対策・環境整備推進会議が旧法第十二条第一項の規定により作成した同項の基本計画は、この法律の施行後は、本部が前条の規定による改正後の青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律第十二条第一項の規定により作成した同項の基本計画とみなす。(内閣府設置法の一部改正)

第五条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条第三項第二十六号の二の次に次の一号を加える。

二十六の三子ども・若者育成支援推進法(平成二十一年法律第七十一号)第八条第一項に規定する子ども・若者育成支援推進大綱の作成及び推進に関すること。

第四条第三項第二十七号中「前号」を「前二号」に改める。

第四十条第三項の表中「

インターネット青少年有害 情報対策・環境整備推進会議 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる 環境の整備等に関する法律

な

子ども・若者育成支援推進本部

子ども・若者育成支援推進法

」に改める。

資料3 盛岡市青少年問題協議会設置条例

○盛岡市青少年問題協議会設置条例

昭和34年3月30日条例第14号

改正

昭和 36 年 6 月 21 日条例第 32 号 昭和 41 年 12 月 26 日条例第 35 号 昭和 63 年 3 月 23 日条例第 4 号 平成 4 年 3 月 24 日条例第 7 号 平成 9 年 3 月 4 日条例第 2 号 平成 11 年 6 月 29 日条例第 31 号 平成 12 年 12 月 26 日条例第 43 号 平成 17 年 3 月 1 日条例第 2 号 平成 17 年 12 月 26 日条例第 35 号 平成 26 年 3 月 26 日条例第 3 号

盛岡市青少年問題協議会設置条例

(設置)

第1条 地方青少年問題協議会法(昭和28年法律第83号)第1条の規定に基づき,市長の附属機関として,盛岡市青少年問題協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織)

- 第2条 協議会は、委員25人以内をもつて組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 市議会議員
 - (2) 関係行政機関の職員
 - (3) 知識経験を有する者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (会長及び副会長)
- 第3条 協議会に会長及び副会長1人を置き,委員の互選とする。
- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となり、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 (部会)
- 第4条 協議会に部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員の互選とする。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 協議会は、市長が招集する。
- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、市民部において処理する。

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会及び部会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 委員の定数は, 第2条第1項の規定にかかわらず, 玉山村の編入の日から平成19年10月31日までの間, 33人以内とする。

附 則 (昭和 36 年条例第 32 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和41年条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和63年条例第4号)

- 1 この条例は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日に学識経験者のうちから委嘱される盛岡市青少年問題協議会の委員の最初の任期は、改正後の盛岡市青少年問題協議会設置条例第2条第2項本文の規定にかかわらず、昭和64年10月31日までとする。

附 則(平成4年条例第7号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成9年条例第2号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成11年条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年条例第43号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 (平成17年条例第2号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成 17 年条例第 35 号)

- 1 この条例は、平成18年1月10日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から平成19年10月31日までの間に委嘱される盛岡市青少年問題協議会の委員 の任期は、改正後の盛岡市青少年問題協議会設置条例第2条第2項本文の規定にかかわらず、同日ま でとする。

附 則(平成26年条例第3号)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に盛岡市青少年問題協議会の委員である者は、改正後の盛岡市青少年問題協議会設置条例第2条第1項の規定により盛岡市青少年問題協議会の委員に委嘱されたものとみなし、 その委員の任期は、同条第2項本文の規定にかかわらず、平成27年10月31日までとする。

資料4 盛岡市子ども・若者行政推進連絡会議要領

盛岡市子ども・若者行政推進連絡会議要領

平成 26 年 11 月 28 日市 長 決 裁

(設置)

第1 子ども・若者に関する施策について関係各課等の連絡調整を図り、もって市の子ども・若者行政 を総合的かつ効果的に推進するため、盛岡市子ども・若者行政推進連絡会議(以下「連絡会議」とい う。)を設置する。

(組 織)

- 第2 連絡会議は、会長、副会長及び委員若干名をもって組織する。
- 2 会長は市民部長を、副会長は市民部次長をもって充てる。
- 3 委員は、総務課長、男女共同参画青少年課長、地域福祉課長、障がい福祉課長、子ども未来課長、生活福祉第一課長、企業立地雇用課長、健康推進課長、保健予防課長、少年センター所長、学校教育課長、生涯学習課長並びに市長が指名した職員をもって充てる。

(会長及び副会長)

- 第3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会 議)

- 第4 連絡会議は、会長が招集する。
- 2 会長は、必要があると認めたときは、委員以外のものを会議に出席させることができる。

(庶 務)

第5 連絡会議の庶務は、男女共同参画青少年課において処理する。

(補 則)

第6 この要領に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この要領は、平成26年11月28日から施行する。

資料5 青少年行政のあゆみ

年	世界の動き	国の動き	岩手県の動き	盛岡市の動き
平成2年	・「児童の権利に関す			
(1990年)	る条約」を発効			
平成6年		・「児童の権利に関する条約」に批准		
(1994年)				
平成 13 年				·「盛岡市青少年健全育
(2001年)				成計画」を策定
平成 14 年	・「児童の売買等に関			
(2002年)	する児童の権利条約			
	選択議定書」を発効			
平成 15 年		・「青少年育成推進本部」を設置し「青		
(2003年)		少年健全育成施策大綱」を策定		
平成 17 年		・「児童の売買等に関する児童の権利	・「いわて青少年育成プラ	・「新盛岡市青少年健全
(2005年)		条約選択議定書」に批准	ン」を策定	育成計画」を策定
平成 18 年			・「青少年活動交流センタ	
(2006年)			一」を開設	
平成 19 年			・「青少年の環境浄化に関	
(2007年)			する条例」改正	
平成 20 年		・新しい「青少年健全育成施策大綱」		
(2008年)		を策定		
平成 21 年		・「青少年インターネット環境整備法」	・「岩手県ひきこもり支援	
(2009年)		を施行	センター」を開設	
		・「青少年インターネット環境整備基		
		本計画」を策定		
平成 22 年		・「子ども・若者育成支援推進法」が	・「いわてこどもプラン」	
(2010年)		施行	を策定	
		・「児童ポルノ排除総合対策」を策定		
		・「子ども・若者ビジョン」を策定		
平成 23 年			・「いわて青少年育成プラ	
(2011年)			ン」改定時に「都道府県	
			子ども・若者育成支援計	
			画」に位置付ける	
平成 24 年		・「青少年インターネット環境整備基		「もりおかユース塾」
(2012年)		本計画(第2次)」を策定		をスタート
平成 25 年				・もりおかユースネッ
(2013年)				ト」を立ち上げる

資料6 もりおかユース塾公開講座 対談録

ニート・ひきこもり・貧困を考える

医療法人爽風会 佐々木病院診療部長 斎 藤 環 氏 特定非営利活動法人自立生活サポートセンター・もやい理事 反貧困ネットワーク事務局長 湯 浅 誠 氏

日時 2012 (平成 24) 年 12 月 22 日 15 時 30 分から 会場 プラザおでって 3 階 おでってホール

くおことわり> 斎藤,湯浅両先生のご了解をいただき,趣旨を変えない範囲で一部省略及び見出しを加えて対談録として掲載させていただきました。
講師の肩書は,対談当時のものを使用しております。

司会 それでは、この時間は「ニート・ひきこもり・貧困を考える」と題して、先ほど御講演いただいたお二人の講師をお招きして、「貧困」「ニート」「ひきこもり」の3点をテーマにお話しいただければと思います。斎藤さん、湯浅さんの順で、補足があれば、最初にお願いしたいと思います。まずは斎藤さん、いかがでしょうか。

斎藤氏 今日,湯浅さんのお話を伺って,私が当初予想していた以上に共通点といいますか,接点が多かったなという印象ですね。具体的には、まずニーズの掘り起こしというところですね。

「ホームレス,ニート,ひきこもり」問題が置かれている状況

斎藤氏 最後のほうに出ていましたけれども、「放っておいても問題が見えてくれば解決が進むであろう」みたいな話じゃないわけです。ひきこもりの問題というのは80年代から今まで膨れ上がってきたんですけれども、名前もつけられていないし、支援の方法もわからないし、一番の問題はモデルがないこと。今まで日本の精神医学というのは、ドイツとか、アメリカとか、フランスに前例があって、それを翻訳して輸入して対策を考えていったという傾向が大変強いんですね。

ひきこもりに関してはそういう先例が一切なかった。日本オリジナルの問題だったので、独自に作るしかなかったんですけれども、それがたぶん問題化してから10年以上遅れたという経緯があって、その点が湯浅さんのお話と非常に共通しているのかなと感じております。

モデルがないので、独自の手法で工夫してやっていくしかない。問題が起こってから行政がその対策に乗り出し、社会が動き始めるまでに非常に時間がかかってしまう。

我々がひきこもりの問題に気づいて指摘してから、社会問題化するのに10年ぐらいかかっていますけれども、それは時間が経ったから対策が立ったんじゃなくて、人が死んだからですよね。

具体的に言いますと、2000年に柏崎で少女監禁事件があって、それから2カ月後に西鉄バスジャック事件があって亡くなっていますよね、殺人で。どっちもひきこもりが絡んでいると思われて、正しくはないんですけれども。政府が重い腰を上げて、ひきこもり研究班をつ

くって、2003年には支援ガイドラインがつくられるというような非常にもたついた動きがあって。ずっとこういうモデルが日本の弱者支援の現場では繰り返されている。

不登校が問題となったのは、戸塚ヨットスクールで人が死んだからですよ。そういうことがなければ国は動かないということです。逆に人が死ねばどうにかするというのはあるんですけれども、そういうモデルがもう立ち行かないだろうということですね。

ニート支援の場合のみ例外で、ニートに関して言うと玄田有史さんが、論文で発表しないで、いきなり幻冬舎というところから『ニート』というベストセラーを出したんですね。ブームをつくったら国もついてきて、予算も確保することができたわけですね。それで、流行語になるというふうな現象をつくり出す、というある意味、学者が芸人化していかないといけなくて、そういうパフォーマー的にならないといけないんです。

こつこつ勉強して、研究して、功績をあげても全然政府が動いてくれない。目指すところはパフォーマーという難儀な時代になっている状況もあって、いかに支援ニーズを掘り起こして、支援を考えていくかといったことは、大変重要な点じゃないかなと感じております。

参考にしたい秋田県藤里町モデル

斎藤氏 もう一点だけつけ加えると、最近気になっているのは、秋田県に藤里町という小さい町があるんですけれども、そこは実に成人男性1,200人の1割くらいの100人がひきこもっているという町です。

原因はアルコール中毒などいろいろですけれども、ここは何で人数の把握が計測できたかというと、発想を逆転したんです。つまり相談窓口、相談に対するインフラを先につくった。インフラをつくった後で、「あなたの知り合いにはこういう場所を利用する人がいますか」と聞いて回った。すごいこれは天才的な発想ですね。内閣府が「お宅にひきこもりの人いませんか」と聞くよりはるかに効率がいいし、正答率が高まるという意味でも、アイデア賞ものだと思うんですけれども、こういう支援モデルというのもやはり現場から発案されたもの。

ちなみに藤里町では、精神科医が一人も絡んでいない形でこういう支援モデルが構築できています。それが可能なのだという点でも非常に参考になりますし、藤里モデルというのは、ひきこもり支援に限定した話ですけれども、新しい支援のあり方として大変参考になるし、ニーズの掘り起こしと、それからアイデアをいかにして出すかということが、重要じゃないかなということを感じながら聞いておりました。

司会 ありがとうございました。続きまして、湯浅さん、いかがでしょうか。

湯浅氏 モデルがないと。それを私も同じことを思っていまして、これは2つ原因があると思うんですね。

つながりをつくることに慣れていかなくてはいけない

湯浅氏 一つは、まず一般論的に言うと、なかなか私たちはつながりのないところにつながりをつくっていくということに慣れていないということです。たとえば今回の大震災で深刻だった地域とか沿岸部ですよね、岩手沿岸部、宮城沿岸部。とても地縁関係が強いところで、「おじいちゃんのおじいちゃんのそのまたおじいちゃんから住んでいます」みたいなことを、俺はここに300年住んでいるみたいなことでおっしゃるんですけれども、そうした人が多いんですよね。それって、その人にとってのコミュニティーというのは、たぶん生まれてこの方あるものだと思うんです。

要するに自分がそのコミュニティーの中に生まれ落ちるということですね。そこではもう何かトラブルがあったときの解決の仕方とか、いわゆる文化とか作法とか、何かあったらこうするもんだみたいなことが決まっていて、世代ごとにマイナーチェンジしながらも基本的にはそれを引き継いでいくと。

逆に言うと、それが息苦しいと思って出ていく人もいるというようなことだったと思うんです。それが日本の古くからの地域社会の基本的なあり方だったんだとすると、高度経済成長というのはそれに対して、そこから出てきた人たちが、ダーっと都市部に移って、いわば無縁状態の人たちが集まってきた、地域も違うし出身も違う。

そこで、今度はそれに代わったのが社縁なんだと思うんですね。就社と言ったりもしますが、会社に自分自身が就職していると。それは別に自分でつくるというよりは、その会社のコミュニティーに入るという感じですよね。

そんな時に地域コミュニティーは、都市部では今度は要らないものということになる。「そういうのが嫌で出てきたのに、何でまたつくらないといけないんだ」みたいな話になって。 地域コミュニティーにしろ、自治会組織にしろ、例えば農業だったら J A とか、労働組合とか、そういうものがあって。

要はそこから外れたときに人と人がどうやって結びついていくかというノウハウの問題で、あまり直面しないでやってこられたということなんじゃないかと思うんです。

今それぞれの力が相対的に落ちてきて、だからこそ人と出会ったり、つながっていったり していかなきゃいけないんだけれども、いざとなるとやっぱりそのやり方はよくわからない と。自分たちの中に蓄積されていないからですね。

そういう意味でモデルがなくて、 ただニーズの掘り起こし、さっきの 斎藤さんの話の中でも同じような 話出てきましたけれども、「大丈夫 ですか」と聞けば「大丈夫です」と 答えるのが人間なんでその時に、ど うやったら本当に大丈夫かどうか がわかるような関係がつくれるの か、ということが我々の腕の見せど ころだと思うんです。

じゃ,その腕の見せどころのノウ ハウがどれぐらいあるかというと, 結構,社会全体としても乏しい,個



人としても乏しい, ということなんだと思うんです。そういう意味で, モデルがない, 慣れていないということが一つある。

自己責任論では問題は解決しない

湯浅氏 そのときに、もう一つ大きいと思っているのは、いわゆる自己責任論に至っているんです ね。

そこは一番簡単な解決策なんで、自分が解決できない、ニーズを掘り起こせない、うまく コミュニケーションがとれない、「それは本人にやる気がないからなんだ」、という結論が 一番自分にとっては楽だから、そっちに流れちゃっているんですね。それは、ノウハウがないことの裏返しなんですけれども、自分自身が解決策を持っていないことに向き合うというのは辛いから、むしろ相手の問題にしちゃう。その意味でとられた便法がいわゆる自己責任 論

いじめの話も同じだと思っているんですけれども、多くの人はいじめている方でもいじめられている側でもない。第三者として、そういう場面を最初に見たときって、何となくざわつきますよね、それで、何かやったほうがいいんじゃないかといういろんな声が自分の中でしてきて、心がざわつく。心がざわつくと、苦しいですよね。人間はそういう状態に長く耐えられないんで、それはあの子の問題なんだと思っちゃうんですよね。

「あの子の笑い方が気持ち悪いからいじめられる」と、「それ直せばいいんだよ」と。あるいは「本当に嫌だったら嫌だと言えばいいのに、言わないから、いつまでもああやってまたじゃれ合っているみたいにして、いじめられ続けるんだ」というふうにその人の問題にしちゃえば、その瞬間に自分の問題じゃなくなってくれるので、もう自分は苦しくなくなるわけです。

何かしなくていいのか、みたいな自分の中の声と向き合わなくていいので、そういう意味ではそこから開放される。やっぱり人間って解決策が手元にないと、どうしてもそっちに流れちゃうんですね。

そんな意味で、モデルがない、つながり方がわからないということと、自己責任論的な風潮は表裏一体だと思っているんです。この表裏一体が相まって、いろんなものを遅らせていった。いろんなものを遅らせていった。いろんなものを遅らせていって、結構大変なことになっちゃって、それで今慌てているということかなと思っているんですよね。

アルコール依存症の人に似ていると思っているんです。なかなかアルコール依存の人も向き合えないんですよね、最初はね。だから、「自分はいつでもお酒やめられる」と言うんですよね。やめられないじゃないですか、病気だから。それで、そのうち連続飲酒状態になり、仕事できなくなり、家族も崩壊し、そのうち足むくみ出しちゃったりして、それでどこかで底つくわけですね。底ついて、これはもう自分の力ではだめだと思ったときに初めて、「おれ、どこの病院が治してくれるかな」と病院探し出すんですよね。

本当の問題解決に行くのって、一番認めたくないことを認めた後なんですよね。だから、 自分の持ち札が少ないことってなかなか認めたくない。それは社会も同じなんですけど、そ れが認められると初めてそこで本当の問題解決になるということ。

逆に言うと、だから私は、日本社会は決してアルコール依存の人をだらしないとか、そんなふうにして笑える資格はないんだと言っているんです。

今のモデルがないという話,あるいはニーズがうまく掘り起こせないという話は,ひきこもりだけじゃなくホームレス問題とか,いろんな課題,この間のいろんな課題そのものに共通しているし、それは日本社会の歴史的な経緯,特に、高度経済成長期以来の歴史的な経緯を引きずっているなと思っています。

司会 今,モデルがない,ニーズの掘り起こしという観点から,さまざまなお話をしていただきました。今回会場の皆さんから質問をたくさん頂戴しております。その中からセレクトして,何点かお答えをいただきたいのですが。

斎藤氏 世界の日本化のところで、親との同居率が高まるという問題を指摘しました。失業手当が 過剰であるということで、フランスの例を出したわけですけれども、これの一つの要因とい うのは、働かないほうがお金がたくさん入る、となってくると、働かないライフスタイルを 選ぶ人がふえてくるという帰結。その代わりに親と同居して働かずに過ごすというライフス タイルが選ばれがちであるという解釈が、フランスでのタンギー症候群の増加に関する例と いうことです。

コミュニケーション偏重社会が「ひきこもり」の温床

斎藤氏 それから、コミュニケーション偏重の問題といいますのは、この辺は時間がなかったから触れなかったんですけれども、資料には書いてありますね。コミュニケーション偏重主義とは何かというと、これは発達障がいブームと表裏一体です。今は若い世代に流行っていますよね。「コミュ障」とか、ありますけれども、そんなに略して使われるくらいのキーワードなんです。

どういうキーワードか、これ就活のキーワードです。企業が「コミュ力を重視します」とか言ってドーンと謳ったりしますね。それから、学生時代からのコミュ力というのはかなり決定的なものになっていて、例えば、湯浅さんがいじめの話をされましたが、今いじめの温床として知られているものに、スクールカースト(教室の身分制)というのがあるのですね。教室の身分制というのは何かというと、序列があるわけです。序列というのは、仲よしグループができるじゃないですか。仲よしグループの力関係をスクールカーストといいます。勝ち組と負け組になるわけですね。何が勝ちで何が負けかを決定づけるのは、今は事実上、ほぼコミュ力のみという、非常に貧しい判断基準があるとされています。

スキルが高い連中がクラスを支配していて、低い連中、オタクなんかが典型的ですけれども、彼らは最底辺に甘んじざるを得ない、という残酷な構図があって、私が思春期だった30年以上昔には、もうちょっと評価軸が多様だった気がするんですよ。勉強ができるとか、スポーツが得意とか、しゃべらないけれども絵がうまいとか、そういった一目置くという作法があったと思うんですけれども、今はないんですね。

いずれコミュ力が低ければ、勉強できても相手にされないとか、クラスで勉強できてもキモいとか言われる世界なんで、非常にこれは苛酷な生存競争、コミュ力に一本化しているんですね、軸が。多様化に相反する状況が、今、教室空間を支配していて、要は子どもの世界は基本的に大人社会の雛形ですから、いかに大人社会がコミュ力偏重になっているかという現れですから。

コミュニケーション偏重の問題は、ひきこもりの温床だからです。ひきこもりというのは、要するに、このコミュニケーション偏重社会で、(自分は)なじめなかった、という自意識がもたらす部分も相当あって、「俺は負け組なんだ」と中学校くらいで思っちゃうと、そこから社会性を自分からどんどん放棄していくということがあって、また、思春期の葛藤の最大の問題は、今のこの苦しさは一生続くと思い込みがち、ということなんです。実はそんなことないんですけれども。

彼らは一度そう思い込んだら、なかなかそれを捨てられないので、その負け組意識がずっと続いてしまうという苦しさがあって、幾らその後成功しても、そのとき感じた負け組意識 というのはなかなか大人になっても払拭できない人もいたりします。

コミュニケーション偏重の背景が、私は、ひきこもりやフリーターそれとホームレスの増加にかなり深く関与しているという印象を持っていまして、これが社会への再参入を妨げているということ。「どうせ俺はコミュ力低いから就活しても絶対受からないから…」と、先

取りして失敗を予測してしまうというところがあるということだと思うんですね。

司会 では、湯浅さんお願いします。

湯浅氏 ホームレスの背景に社会のストライクゾーンが狭くなったと言っていたけれども, その要 因についてお考えがあればという質問ですが。

社会のストライクゾーンが狭くなった要因

湯浅氏 ストライクゾーンが狭くなって排除される人が増えるという構図ですよね。

それは、雇用もそうですね。雇用の問題というのは、非正規が増えたの何だのというふうに言われて、そこに不安定雇用と人の価値観がセットになっちゃっていると思うんですね、特に男性が。それがまともな職につけない、それを本人がだらしないからだと。だから、非正規雇用の特に男性は、家族の評価も低いし、地域の評価も低いと。結果として、自己評価も低いということになっていって。

そのことと、本来働き方は切り離されるわけなんですが。日本人ってやっぱりものすごく働く人たちなので、仕事が生活の一部のはずなんですけれども、生活が仕事の一部になっちゃっていたりしますから。そういうイデオロギーというか、支配力が非常に強くて、その中で現実にはそれに乗れない人が増え続けていくわけですから、当然肩身の狭い思いをする。自己評価も低い人が増えてきているということになります。

そこは、本当は切り離したり、そうではない形の社会構造にしていったり、正規の職に改善していったり、そういうことが必要なんですけれども、それを妨げてきたのがさっき言った対応力の弱さと、その裏返しとしての自己責任論。結果的にはそこの狭間に落ち込む人が増えていくということです。

会場の皆さんは支援に何らかの形で携わっておられる方が多いということだったんで、それに関する質問もいくつかいただいています。

相互の連携について心がけていることがあったら伺いたい。

あとは、ノウハウや連携が大事だというのはわかっているんだけれども、他の機関とのつき合い方なんかで、本来自分たちのところへ人を紹介してほしいがために、ただただ「〇〇な人がいましたら当方につないでください」という言い方になってしまっています。失礼だと感じつつ。もうちょっと大事なポイントなどがあったら教えていただきたい」という質問です。

それはいろいろ試行錯誤しながらやっていくしかないことなんですけれども, 1つはツールの問題は重要だと思っています。

炊き出しは信頼関係をつくるツール

湯浅氏 たとえばホームレス支援で言うと、炊き出しというのは別に御飯をあげるためにやっているんじゃないんですね。炊き出しというのは、野宿の人と関係つくるためにやっているということです。

だって、我々がやれる炊き出しって週1回ですから、野宿の人は1日3食食う人はめったにいませんけれども、2食食うにしたって14食ですから、1週間14食のうち1食提供したぐらいでどうにもならないんで。でも、そういう中で炊き出しやるのは、結局そのツールを使って関係をつくっていくためなんですね。だから、炊き出しにもいい炊き出しと悪い炊き出しがある。こっちが全部つくって野宿の人にあげるというやり方、これは悪い炊き出しです

ね。つまりそれってほとんど接点がないでしょう。あげる時だけですよね、接点は。

向こうは余計何か恐縮しちゃって、また俺は人からもらってしまったみたいな感じで。その瞬間で終わりますよね。だから、全然コミュニケーションがとれないし、こっちがあげる人、あなたはもらう人というような関係が固定化すると、何かいろいろ言いたいことあっても言ってくれないんですよ。こいつに変なこと言ったら、炊き出しもらえなくなるんじゃないかと。

だから、我々は共同炊事をやります。共同炊事というのは、野菜とか肉を公園に持ち込むんです。「俺ら人手が足りないから、一緒に作ってくれないか。」とやるんですね。そうすると、出てくるんです、元調理人とか、いっぱいいるんですよ。 (笑い)

路上の人って、路上に来る前は働いていたんですからね。料理人とか、建築業とか、建設業とか、いっぱいいるわけです。料理人が出てきて、それで一緒に作って、一緒に飯食って、一緒に片づけるわけじゃないですか。もうこれで3時間ぐらいです。3時間一緒の作業をするということは、それだけいろんな場面でコミュニケーションが生まれるということですね。

しかもこれで重要なのは、こっちが教えられる立場に立つっていうことですね。300人分の炊き出しとか、どう見たって彼らのほうがうまいわけです、元調理人なんか。そんな切り方じゃだめだとか、これでは早く火が通らないんだとか、味つけはこうやってやるんだとか、教える立場に立つと。

野菜や肉は用意してやる。相手が金がないからそこは我々がやるしかない。けれども、そうやっていって、場面によってはこちらが教えられる側というふうになると、対等な関係に近づくわけですね。そうすると、遠慮なくしゃべれるようになる。

そうは言っても、やっぱり遠慮は生まれるんですけれども、それでもそういう場面も織り 込まれていくと、いろんな話が出てくるようになるんですよね。そういう中で、ではこれか ら何やっていこうか、みたいな実質的な相談もできるようになるという意味では、炊き出し というツールは極めて重要で、そのツールをどう使うかということがいわば我々の力量なん です。そこが工夫の一つなんですね。

大阪のボランティアが考えた「購買」という形の支援

湯浅氏 今日は売ってもらっていないですけれども、私この1年半ぐらい、自分が話をするときに 一緒に会場で売ってもらっている、被災地の障がい者作業所でつくっているいろんなグッズ があるんです。クッキーとか、コーヒーとか、バクスリンみたいなバスボールとか。それも、 始めたのは大阪の人たちなんです。大阪って、遠いですよね、この東北の被災地から。飛行 機でしょっちゅう来るといっても、それは金額が莫大なので、なかなか大勢で来るということはできないですね。

遠くて通えないけれども、通えないなりにやれることはないだろうかと考え、購買支援だったらできるということで、被災地の障がい者作業所の何十かとネットワーク組んで、一括購入して、東京にもいろいろショップを出したりしながら販売ルートをつくっていったんです。それに賛同した私もちょっと手伝ったんですけれども、去年で3千万円かな、4千万円かな、売り上げたんです。障がい者の作業所って、作ったものの販路に、皆さん一番苦労しているんですよね。

そういうことをやってプラスになっていくわけですけれども、それもやっぱり知恵ですよね、アイデア。要するに「できない」で済まさなかった。できない理由探せばいくらでも出

てきますからね。知恵とアイデア,スキルとノウハウの勝利というところがあって。それはいろんな局面に生かされるべきだというふうに思っています。

連携はちっちゃい技の集積から

湯浅氏 だから、「○○な人がいたから、だからこっちへ繋いでくださいね」というのもやっぱり 言い方としてはまだまだ足りないのだろうと思うんですよね。それは、何か商品を売る時に 営業の人が、「うちはボールペン作ってますから買ってください」と言ったら買ってくれる かというと、なかなか買ってくれないわけですね。いかにうちのボールペンに特徴があるか ということを言っていかないとならない。

つないでもらうためには、そういう優秀な営業活動をやっていく必要がある。ただ実際に、 私はパーソナルサポートという、岩手でもやっていただいているモデル事業を、内閣府参与 の時にやったんですが、これがなかなか難しいのです。他機関との連携とかリファーが難し いんですね。

何で難しいかというと、やっぱりそれぞれが抱え込むわけですね。だから、自分のところに来ている相談者を他のところに回すというのは、「自分のところではできません」と、音を上げているみたいに思うんです。「あそこはできないところだ」と言われるんじゃないか、と思っちゃう。だから、できるできないにかかわらず抱え込む。そんなことが起こって、なかなかうまくいかなかったんです。

それで、大阪の豊中の地域で開発したのは、ポイント制です。たとえば、帰来先がないとか、住居がないとか、失業しているとか、そういうのをポイント化していって、何ポイント以上の人は自動的に回すというふうにしたそうです。3要因以上とか、4要因抱えている人とか。もうある種これは機械的に。最初は自分たちの裁量で、いろいろやっていたんです。

私もそこのいろいろな機関に顔を出したし、市も一生懸命仲介してくれたんですけれども、 どうしてもいろんな機関との関係性だけでは抱え込みを突破することができなった。そこで 結果的にとった選択肢はポイント制ということになった。そうしたら回るようになった。そ ういうこともやっていかざるを得ない局面というのはあると思うんです。

でもそれだって、「うちもポイント制にしたらいいのにな」と言っているだけではだめで、 ポイント制をつくろうという気運を、役所を含めて巻き込んでいかないといけない。この役 所を巻き込んでいくのだって、ノウハウがあるんですよね。

そういう意味では、結局そうした、ちっちゃいわざの集積だということです。それが地域 力ということなんで、あるいは社会の力、そのわざをコツコツ、コツコツためて集積してい くことがやっぱり大事なんじゃないかな、というのが私が今思っていることです。

斎藤氏 今,湯浅さんの話を聞いていて,私の支援経験で重なるところがあったと思います。それ についてちょっとお話ししたいと思うんですけれども。

斜めからのアプローチが有効

斎藤氏 ニーズの把握をする場合に、正攻法で正面からいってもニーズは把握できないということが多いということですね。私も被災地で医療ボランティアをやりました。有名な話ですけれども、メンタルケア、心のケアはどこへ行っても門前払いで「要りません」です。「心のケアです」と言うとクモの子を散らしたようにみんな逃げてしまうというのです。(笑い)

要するに、偏見もあるんですけれども、言い替えますと、いささか作法がなっていないと。

いきなり初対面の人に自己開示を迫るという、大変不作法なことをやっているのですよね。 そんなことを正攻法でやって成功するほうが不思議なくらいで、特にそういう自己開示になれていない人にとっては面倒なことこの上ないですよね。どう言っていいかわからないから、 とりあえず「困っていることはありません」と言っちゃうしかないと。言われたほうは、「ああ、ニーズがないんだ」と思ってしまうという不毛な結果になるわけです。

私が1つ工夫したのは、一応医者ですので、血圧測定やりませんか、と御用聞きしたわけですよ。血圧測定は大体断りませんね。指でピッと測るんじゃなくて、わざわざ腕にマンシェット巻いて、時間かけてはかるやつでやって、1分ぐらいかかるわけですよ。測りながらいろいろしゃべっていくと心がほぐれてくるということがあります。

この本の中でも、湯浅さんの、足湯の話がありますね。いろいろ書いていますけれども、 斜めからアプローチしていくと本当のニーズがわかるということがむしろ多いんですよね。 だから、いきなり一回で攻める方法論というのは、これからは廃れていくのではないか。も う少し洗練された切り込み方というか、把握の仕方みたいなものが必要なんじゃないかなと、 そんなところでも随分違ってくるということですよね。

だから、ニーズの把握というのは、結構そういう苦労しないと把握することできないということもあり得るわけですよね。特にこういう、ひきこもりのような繊細な問題、恥や偏見が絡む問題に関しては、正面から切り込んでも突き返されてしまう可能性があるし、よく考える必要があるかなというふうに思いました。

「絆(きずな)」という言葉は福祉になじまない

斎藤氏 それから、さっきの自立の問題、自立を促すということについて。

「絆(きずな)」という言葉もけっこう曲者であると私は思っているんです。絆という言葉は一見美しいですが、もともとこれは牛や馬をつなぐ綱ですから、拘束です。縛ること。それを絆といいます。まさに家族とか地縁で拘束が煩わしいと思うというようなことにも、絆という言葉を使うんですけれども、何か美しいことみたいに捉えられて、去年の漢字か何かになっちゃいましたけれども。

絆主義というのはある意味、行政にとってとても有難い。なぜ有難いかというと、人々が 自助努力してくれるからですよね。家族の絆とか、それから土地の絆とか、そういう横のつ ながりの中で弱者保護を勝手にやってくれるので、政府はあまり関与しなくても済むわけで す。大変有難いわけなんですね。人々が絆を大事にしてくれたほうが、実は行政は手を抜け るという側面もありますので、これは基本的に福祉にはなじまない言葉だと思っています。

もっとも福祉の問題だって別にあって、たとえば北欧のように福祉がすごく発達した国では、今度は家族がバラバラになりやすいという状態が出てくる。この家族をどう位置づけるかというのがすごく大事なところで、私は家族という単位、絆に関しては、今は肯定的に考えるしかないと思っています。

これは、人々の自然な感情に生かされるという点もありますし、家族単位で支援するほうが何かと効率がいいんです。そういう方法での支援システムが構築されれば、非常にこれは有益になると思うんですけれども、あまり個人に対する福祉に偏り過ぎると、家族が解体してしまうという副作用までもあるやに聞きましたので、そこまでいかない範囲でどうやっていくかが、さじ加減として結構大事じゃないかなと思っています。

私も会場からの質問についてちょっとお答えしたいと思うんですけれども, 一つは, レジ

ュメの中でひきこもりだけ世帯数であらわしている,そんな細かい突っ込みがありましたけれども,これは1世帯に2人以上ひきこもりがいるということがあるからです。そういう場合,人数把握できないので,世帯数で表わすしかないんです。家族に守られている。双子で2人ひきこもりとか,3兄弟でひきこもりとかいう場合もありますので,実際に見積もられた人口よりはるかに多いと考えたほうがいいだろうと思います。

崩れるマズローの欲求段階説

斎藤氏 それからもう一点、マズローの欲求段階説についてですが、本当のこと言いますと、あまり信じていないんですよ。今はあれは崩れていると思います。圧倒的に承認欲求が肥大していて、自己実現欲求がどっかに行っちゃっていますし、それから生理的欲求とか、そういう次元も非常に衰弱していると思います。あとは、それに付け加えたいのは情報欲求ですね。情報に対する欲求の水準が上がって、それは何段階目かに絶対入れるべきなんですけれども、入っていませんから、それはつけ加えたほうがいい。本当はそう思っているんですけれども、わかりやすさのためにそういうところを全部犠牲にして説明いたしました。悪しからず御了承ください。

それから、大事な問題としましては、これは大変深刻だと思っているのは、農村部の30代の方が、「仕事したい」と言っているにもかかわらず、家族が反対しているということです。 私もこういう例は見たことがないのですけれども。家族が「今さら何を言うか」と反対している、家族訪問も拒否しているということで、これは難しいですね。本人が家庭から出てこない限り支援できないんですね。

私は、ひきこもりの原因は家族だと思っていますので、家族がいなかったらひきこもれませんから。そういう意味ですよ。だから、家族が壁になりやすいんですね、こういった場合。支援の場合でも、反対する人がいれば壁になりますし、支援されていることを恥と思う意識があったりすると大変難しいということになります。

こういったことに関しては非常に間接的ですけれども、継続的な活動を繰り返して、情報 提供して、「何とかなる問題だよ」ということを理解していただくというところから地道に アプローチしていくほかないのかな、と思うんです。

ここで、いきなりで恐縮ですが、私からちょっと湯浅さんに質問したいことがあるんですけれども、よろしいでしょうか。

ひきこもりに関しては、先ほど言っていましたように海外にモデルが全然なかったんですが、ホームレスに関しては例えばイギリスのコネクションズとか、アウトリーチ型モデルというのがあったと思うんですが、湯浅さんもしくは「もやい」のネットワーク、あの辺の活動の中で、イギリスモデルというのはどの程度参考にされたのか。参考にされなかったとしたら、何かそこに日本の特殊な事情が絡んでいるのか、ちょっとその辺伺いたいと思うんですけれども。

湯浅氏 参考にしてはいないんですね。というのは、特に私が活動し始めたころはよく知らなかったというのが正直なところで、よく知った上でこれは使えないな、と思って参考にしなかったというような高等なものじゃないです。単に知らなかったから、参考にしなかったということなんですけれども。

日本と海外のホームレスは違う

湯浅氏 でも違いははっきりしていて、まず一つは欧米では若年者がホームレスの一定数を占めているんですが、日本は中高年の方がほとんどだということです。これは、まさに家族主義の問題で、私は「のっぺり家族主義」と言っているんですけれども、子どもが自活できなければとにかく30歳になろうが、40歳になろうが50歳になろうが、親が見るのが当たり前という、そういう文化ですから。生活できようができまいが20歳になったら家を出るのが当たり前という個人主義と当たり前が違うので、それは家の中にとどまることが多いという意味で違いが出るんです。

もう一つは、若年が少ないというのと、また別に、中高年が多いというのは、これは失業と直結しているということだと思うのです。さっきの福祉国家の問題とも絡むんですけれども、日本は極めて失業保険から何から貧困ですから、実際に失業する人は失業保険では余りカバーされないんですね。なので、いろんな失業保険で、失業している人の2割しかカバーしていません。実際に失業保険が効いている人は、めったなことでは失業しない人なんです。実際に失業する人は失業保険に入っていない人なんですね。というような状態になっていますので、特に高度経済成長期に日雇い労働なんかで、それこそビルつくる、橋つくる、道路つくると支えてきた人たちは、日雇い保険というのがあるんですけれども、それもあまり効いていないという状態になっているので、要するに失業が野宿と直結しちゃうんですね。私はこれを「ホームレスの東アジアモデル」と言っているんですけれども、日本とか、韓国とか、香港にしか見られない状態ですね。

だから,海外のホームレス支援というと,斎藤さんみたいなお医者さんなんです,精神科 医。

それは、ドラッグ依存とか、精神障がいとかを持っている人が路上に行く、若くても。だから、路上の問題というのは、病気、医療の問題あるいは障がいの問題と結構切り離せないというふうに認知されているし、実際そういう人たちが多くいるんですけれども。

日本のホームレスの男性たちは元気なんです。つまり障がいも持っていない,失業が原因で野宿になっているだけ。逆に言うと,障がいがなくても,あるいはアルコール依存の人も確かにいますけれども,別にアルコール依存じゃなくても野宿になっているんです。それがまた本人たちのプライド問題にもかかわってくるんで。

海外で日本のホームレスの人たちのことで驚かれるのは、物乞いをしないということなんですね。「俺らは仕事がない失業者なんだ」という意識なのです。そういうところで何か自分を支えているようなところもあって、物乞いというのは自分たちのするものじゃないというふうな認識を持っているというようなところとか、いろいろ違うところがあるなと。

斎藤氏 ありがとうございます。もう一個だけいいですか。

ヒーローは本当にいらないのか

斎藤氏 最近湯浅さんが出された『ヒーローを待っていても世界は変わらない』というすばらしい本があるんですが、一つの主張として、切り込み隊長型のヒーロー、つまり悪の根源みたいな、そういう人を見つけ出して徹底して叩いて喝采を浴びるという、水戸黄門タイプのヒーローが活躍する世界ではもはやないという認識が、しっかり書かれていると思うんですけれども。ただ本当にヒーローが必要ないのかどうかに関しては、私はいささか疑問が実はありまして。

と言いますのは、湯浅さんというのは、ヒーローだと思うわけです。ホームレス支援現場におけるヒーロー。やっぱり社会福祉で頑張る人って、何か泥臭いイメージというか、偉いんだけれどもあまり格好よくはない、みたいなイメージはあると思うんですけれども、全く新しいそういう支援モデル的なところをつくられたという、一つのロールモデルとしての立ち位置でもあると思いますし。

それからまさに切り込み隊長タイプじゃなくてもヒーロー的な印象が見られるというモデルを実践されている。別軸でのヒーローはまた必要になってくるんじゃないかということを 私は考えているわけですね。たとえば折衝型ヒーローとか、交渉型ヒーローとか、敵の宇宙 人と交渉して平和を成立させるような。

今の反原発モデルがだめなのは、まだ切り込み隊長モデルをやっているからなんですよ。 この切り込み隊長タイプでは、全然立ち行かないと私は思っています。なので、こちらの問 題に関しても、だんだん成熟していけばそういったヒーローモデルのほうが前面にでてくる のではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

湯浅氏 血圧上がりました, 測ってもらいたい。 (笑い)

その本で書いた、いわゆるヒーローのプチタイプみたいなのは、社会運動の領域には多いんですよね。つまり自分の持っている能力を人の批判に使うという人です。結構当たっているんですよ、批評眼がやっぱり研ぎ澄まされているんですね。当たっているんですけれども、仲間はいなくなりますよね。

これは自分自身の反省でもあるんですけど、私も30代前半ぐらいまでそんな感じだったんですよ。とにかくけっこう人を論駁するのが好きで。そのモードで一般社会でやると人がいなくなるんですよね。それで、本当に人がいなくなりましたね。(笑い)

いわば底つき体験をしまして、これではいかんのだと思ったんです。なるべくその同じ能力なら、サポートや同じところ、共通点を見つけるために使おうと考えたんです。人を批判できるということは同じところも見つけられるはずなんですね、そっちのほうが難しいんですけれども。なので、なるべく相手との接点を求めるようにしてきたつもりです。

それは、今の切り込み隊長モデルと対比してみると、共感型のヒーローですかね。相手の 役割を認め合いながら接点を見出していくということがどれだけできるかというのは、それ ぞれの力量の問題なんだと言いましたけれども、どっかの誰かの切り込み隊長のヒーローに、 ばっさばっさとやってもらうということを期待するということではなくて、やっぱり一人一 人の人がそういう共感型のヒーローとしていろんなものをつないでいく。

成熟社会では一人一人がコーディネーター

湯浅氏 斎藤さんは、お医者さんはコーディネーターだと言いましたけれども、まさにひきこもり 分野においてはコーディネーターにならざるを得ないと。私は、お医者さんだけじゃなくて、 みんなコーディネーターにならざるを得ないはずだと思っているんです。特に私たちの国の ように社会資源が乏しくて、一人一人が居られるところというのはかなり限られているので。 そういう中でも効果を出そうと思ったらですね、ここで努力するのが極めて重要になって くる。それはもう官民問わずそうなのですけれども、その意味で言うと、一人一人がそれを やっていくということがヒーロー待望論から日本社会が脱皮していく、もうちょっと言うと 社会が成熟していくってそういうことなんだと。結構それは楽しくておもしろいんですよ、ということをその本の最後に書きました。まだ読んでいない方はよろしくお願いします。(笑

(r V

司会 ありがとうございました。「ヒーローを待っていても世界は変わらない」という本のようです。

最後に、社会とのさまざまなコミュニケーションの中で、どうしても外れてしまうとか、 やっぱり認められなくて孤立してしまう。そういう中から、学校でいうと不登校になったり、 そして成長していくとそのままひきこもりになるというような事例もある。そして、その人 たちがいずれ働くこともできなくて、家族からも見放されてしまって貧困になってしまうと、 そういう現実も実際あるというふうに聞いております。

私たち支援する側として、どうやってそれを見つけていくのか、どういうふうに取りかかっていくのか、というようなアドバイスがあれば、お伺いしたいのですが。

斎藤氏 早期発見ということなんですけれども、この種の問題は早く見つければいいというものではないということです。早く見つけて介入してしまうと、問題が固定してしまうという副作用もありますので、どのぐらい寝かせておくのか、どこら辺から問題にすべきかの判断は、非常に繊細な判断力が必要とされます。

学校との連携が最重要

斎藤氏 とりわけ不登校のような問題に対しては、一番手っ取り早いのは不登校からのこじれを予 防するということ。ひきこもりをまさにゲートウェイの段階でくい止めるわけですから。

これをしっかりと考えていただく必要があって、窓口としては学校が一番把握しやすいですよ。学校が一番把握しやすくて、なおかつ対応しやすい環境があるのに、学校の先生方は忙し過ぎて、ちゃんとした対応ができないということがあるわけで、だからまさにそこは支援者支援の発想で、学校の先生を助けるという形で関わっていくということがあってもいいと思います。

ついでに言えば、ひきこもり把握も学校を通じて把握するのが、たぶん数としては一番正確に把握できると思います。それから、藤里町の社会福祉協議会の方が発案したことですが、私はかねがねPTAと学校関係からルートをたどっていけば、ひきこもり把握はかなり簡単にできると思っていましたので、まさに我が意を得たりだったんです。

これはプライバシーも絡むので、あまり大々的にやれませんけれども、でも学校レベルでのやれることというのは本当に膨大にあると思います。ひきこもっていないけれども、ひきこもりになりそうな人とか、そういった人の把握とか個人情報に抵触しない形で、何がしかの把握の方法を学校という場所を活用してやれないものかということは常々考えています。

湯浅氏 同じですね, そりぁもう学校です。ただ難しいのは, やっぱり学校の先生は外の余計なや つが来て, 余計かき回されたらたまらんと。

学校との連携ノウハウを積み重ねる

湯浅氏 これがうまくいっている高校レベルでは、札幌の大通高校とか、横浜の田奈高校とか、大阪の桜塚高校とか、春日丘高校、ここら辺が外の支援機関といい関係をつくっています。大体どこも同じことを言っているのは、見事に3年かかるというんですね。

やっぱり外部からの介入があったほうが、むしろ自分たちにとってメリットがあるんだということが、教員の中でも認知されたりしていくんですね、親御さんたちも含めて。その3年をどういうふうに積み上げるかですよね。最初は拒否反応を示す学校の先生も多いんです

よ。その時にどう学校の先生にアプローチしていくのか。肩書きは何でもいい、スクールカウンセラーでもサポステでも何でもいいんです。

その相談場所は学校の中のどこにつくるのか。職員室みたいなところに呼び出すんだったら、生徒は嫌がりますよね。じゃ、どこにつくりましょうとか、窓口つくったからって放っておいてもどんどん人が来てくれるわけじゃないんで。

さっきの炊き出しに当たるものは何か。何をしたら生徒たちが来てくれるのか、あるいは 学校の先生にどうやったらそのメリットを見出してもらえるのか。それが結局ノウハウです よね。そういうことを、いろいろ知恵を絞ってやっていって、それで3年かかったというこ とですから。

学校は極めて重要で、いろんなことが投げ込まれるのが学校でもあるんですよ。何かというと教育のせいだとみんな言うじゃないですか。だから我々みんなが、教育というか学校という場所が大事だと言っているだけじゃなくて、いろんな立場の人がいろんな意味で学校を何とかせよと言うわけです。そういうことに学校が振り回されてくたびれちゃっているんですよ。

そこをどうやったらここにメリットを感じてもらうのかというのが重要で、結局私たちのできるもので、もしどうやったらいいかわからないという時には、ちょっと情報を集めていただくとか、場合によっては見学するとか、(いろんなことを)やって、何がうまくいくコツなのかを探す。アルコール依存の人が自分の病気を治してくれる病院を探すように、コツを探していくということが大事かなと思います。

司会ありがとうございました。

本日会場にお越しの方の中には、中学校、高校の教師として勤められている方も、教育委員会の方もいらっしゃいます。学校とつながって活動をされている方、関わっていらっしゃる方、数多くいらっしゃると思います。もちろん子ども・若者支援というのは目指す方向、ベクトルは同じだと思うので、協力して連携をとりながらうまい具合に、未来ある子どもたちをいい方向に持っていけたらなと思っております。

斎藤環さん、湯浅誠さん、貴重なお話をいただきましてありがとうございました。

資料7 用語解説

【本計画における呼称と年齢区分】

呼 称	年 齢 区 分
子ども	乳幼児期、学童期及び思春期の者
若者	思春期,青年期の者。施策によっては,40歳未満までのポスト青年期の者
	も対象とする。
青少年	乳幼児期から青年期までの者。なお、乳幼児期からポスト青年期までを広く
	支援対象とするということを明確にするため、「青少年」に代えて「子ども・
	若者」という言葉を用いている。
乳幼児期	義務教育年齢に達するまでの者
学童期	小学生の者
思春期	中学生からおおむね 18 歳までの者
	※ 思春期の者は、子どもから若者への移行期として、施策により、子ども、
	若者それぞれに該当する場合がある。
青年期	おおむね 18 歳からおおむね 30 歳未満までの者
ポスト青年期	青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・
	能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、
	40 歳未満の者

[※]このほか、法令等により用語が定められており、それを使用することが適切な場合には、 その用語を使用しております。

【用語解説】 (ページ数は初出のページです)

用語	解説
不登校	何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校し
(8ページ)	ない,あるいはしたくともできない状況にあるため年間30日以上欠席した
	者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの。
ニート(若年無業	ニート (Not in Education, Employment or Training) は,英国で生まれた
者)	言葉で「教育を受けておらず、働いてもいない、そして、職業訓練も受
(9ページ)	けていない人」という意味ですが,厚生労働省の定義では,「総務省が行
	っている労働力調査における,15~34歳で,非労働力人口のうち家事も通
	学もしていない者」としている。

用語	解說
ひきこもり	様々な要因の結果として社会的参加(義務教育を含む就学,非常勤職を含む
(9ページ)	就労、家庭外での交遊など)を回避し、原則的には6カ月以上にわたって概
	ね家庭にとどまり続けている状態(他者と交わらない形での外出をしていて
	もよい)を指す現象概念。なお、ひきこもりは原則として統合失調症の陽性
	あるいは陰性症状に基づくひきこもり状態とは一線を画した非精神病性の
	現象とするが, 実際には確定診断がなされる前の統合失調症が含まれている
	可能性は低くないことに留意すべき。(「ひきこもりの評価・支援に関する
	ガイドライン」より)
地域若者サポース	働くことに悩みを抱えている 15 歳~39 歳までの若者に対し、キャリア・コ
テーション(愛	ンサルタントなどによる専門的な相談, コミュニケーション訓練などによる
称:サポステ)	ステップアップ、協力企業への職場体験などにより、就労に向けた支援を行
(9ページ)	っている。サポステは,厚生労働省が認定した全国の若者支援の実績やノウ
	ハウのある NPO 法人,株式会社などが実施しており,本市には「もりおか若
	者サポートステーション」が設置されている。
虐待	虐待は以下のように4種類に分類される。
(11ページ)	身体的虐待:殴る,蹴る,投げ落とす,激しく揺さぶる,やけどを負わせる,
	溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束するなど
	性的虐待 :子どもへの性的行為,性的行為を見せる,性器を触る又は触ら
	せる,ポルノグラフィの被写体にするなど
	ネグレクト:家に閉じ込める,食事を与えない,ひどく不潔にする,自動車
	の中に放置する,重い病気になっても病院に連れて行かないな
	£
	心理的虐待:言葉による脅し,無視,きょうだい間での差別的扱い,子ども
	の目の前で家族に対して暴力をふるう(ドメスティック・バイ
D 文 表 体	オレンス:DV)など
児童虐待 /// ぷーぶ、	保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものない。
(11 ページ)	のをいう。)がその監護する児童(18歳に満たない者をいう。)について
	行う虐待。(「児童虐待の防止等に関する法律第二条第一項」より)
ひきこもり地域支	ひきこもりの状態にある本人や家族が、地域の中でまずどこに相談したらよ
援センター	いかを明確にすることによって、より適切な支援に結びつきやすくすること
(33 ページ)	を目的としたものである。本センターに配置される社会福祉士、精神保健福
	社士, 臨床心理士等ひきこもり支援コーディネーターを中心に, 地域におけ
	る関係機関とのネットワークの構築や、ひきこもり対策にとって必要な情報
	を広く提供するといった地域におけるひきこもり支援の拠点としての役割
	を担うもので、本市には県が設置した「岩手県ひきこもり支援センター」が
	岩手県精神保健福祉センター内にある。

盛岡市子ども・若者育成支援計画 平成 27 年 3 月

発行:盛岡市市民部男女共同参画青少年課 〒020-0878 盛岡市肴町2番29号 TE019-626-7525